KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

洋学文庫
文庫8
A 149
4

草稿

自く
至くりく

大槻文庫

118
189
(4)

△蝶花形の別「サルヘキ程ノ山ノ岸伏ドモ四人ソ住ウマツリタリケルツノグノ者ドモノ御車ニハキテ来タルソアハレエニシキ」

レ

ぐ 具 八說文「具、共置也」漢書、劉澤傳、註「具、供具也」其用ニ具ヘオクモノ。ウツハ。ダウグ。什器（伊勢二十三段「巫、陰陽師ニ、祓ノグシテナム行キケル」）源の浜雪ニ「彼ノ山里ノ御住家ノ具ハ、エサブズ取リツカヒタマフベキ物ドモ云ニ、持タセタマフ」「家ノ具」物ノ具」綸ノ具」

（宇治拾遺、四「家ノ具ヲ舟ニ取リツミテ」）

ぐ 具 八字典「具、與俱通」詩經、小雅の「則具是遠」詩話「俱也」（二）伴（ナモノ）フ（ツレアフ）。ツキソフモノ。

蝶花形ニ

△蝶花形ニ「上ノ四君ハ之ニ姫君ノ御具ニナニキエタ」「手摘フモノ。蕨。幸若、烏帽子折「瓶子、ちゴ八一具」

蝶花形ニ「口色ニ」

挟衣、二上「彼姫君ノ大将ノ御ぐ三ツ」

蝶花、月夜（四）「女君モオハシケリ」

宮腰ノぐ
ミテオハス、サシ
ツギハ女御ミ
オハシケリ」

円海ノ別
「ナルギ
（辭ライ敗
トニ）

（三）食物ニツケソフルモノ。牧草ノ葉ノ齡ヲ延ブル歟固ノぐミミシミ」五日貼、雜煮、汁掛、菖蒲切、ナドニ雜セカフル魚肉蔬菜ド。京都、長崎ニハ、カヤク。

津ノ出ノ御ぐミ、イトコヨナカラス

くらさい

（命令形ニ
さよとモ云ヘド
ちゝハよう添
ヘズ
万七…「雨
ソ降ンテ悔
リ和歌カモ」

土佐、ゴ月廿五日、海路、遠ヒくトニフ」後撰。遠ヒ一「くやくさい待

くらーざい「笠箜篌」クタブ、コト。コウゴ、クゴ。楽器ノ名、弓ノ甚シク曲レルガ如キモノニ十三絃ヲ張リ立テ、両手指ニテ左右ヨリ彈ズ、コレヲ国笠箜篌トモ云フ又国笠箜篌アリ琴ニ似テ七絃ニテ撥ニテ彈ズ。二種共ニ今、傳ハラズ

倭名抄四十「笠箜篌、楽器也、俗如江胡二音」同十三「笠箜篌、俗云笠古」名義抄「笠箜篌、コウゴ、クウゴ」

體源抄八、笠箜篌「国典ニ云ク、胡楽也、吾体曲而大長廿五絃、或二十三、竪抱懐中、用両手齊奏」国笠箜篌、長二尺九寸、上闊六寸、下闊五寸一分、其形似琴、今而小絃ニ五絃用撥彈之、但今国ハ四絃ヨリ」

[illegible]

曲[illegible]大夫[illegible]（[illegible]）[illegible]

三、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

曲[illegible]

[illegible]

㊥ 命令形ニ
たよトモ云ヘド
古クハよヲ添
ヘズ
万、七…「雨
ゾ降ルテラ帰
リ来ヒガモ」

㊥
万、一ナ七 吉野
行幸ノ時ノ歌
「倭ニ唱ヒテ
カ来ラ呼児
島（ホトトギス）
駿ノ中山呼

ク、クルクレ、コ、キコ ● 自加変「来」 タ著ト会トテ帰ン朝トイシレマセヒン」

土佐、ご月廿五日「海賊、追ヒトクト云フ」後撰。恵一「くヤくヤト待ツ

(二) 此方ヘ近ク至ル。キタル。古事記、中（景行）五年「我家ノ方ヨ、雲居
ヒチ久シ」。[illegible]元年二月「神武歌、英駒「足駿ノ森千ん若
駒、[illegible]」（[illegible]）源ノ関屋…「行クトイト
塞キトメガタキ涙ヲ絶エヌ清水ト人ハ見ルラム」名義抄、雑部「来クキタリ」

(三) 行ク。[illegible]心ヲ彼方ニオキテ行クヒキ来ル意ヲ去ル来ル
意アリ（例）仲哀記元年閏十月、越国貢白鳥四隻。云々蘆髪蒲
見別王視其白鳥而問之曰何處特去白鳥也」私記「毛天
久留」

㊥ 8
万、二十二「明来者（明ケレバ）[illegible]来寄ヒタ去者屋ヲ来
嘉世」備前国、酒飲「酒ヲ飲ム書」神武歌、早歌「舎人ハ牛ゾ

ビン越エナル

大和トハ都

持統天皇

ヲカフ駒ノ井

岩吉駅ヨリ

都ノ方ニアリ。

8

後(ヨリ)古年ゾ」我モ古年ゾ(行カむとナリ)

後撰ノ、春下「常ニき(ユキ)カヨフル所ノ障ルコト侍リテ久しクマデ

き(ユキ)アハズシテ年ヘリニケリ、明クル春、弥生ツゴモリニツカハしケル」

藤原ノ皇都

くゞかい「公廨」官衙ノ稲、コレニ属スル田ヲ公廨田トモいヒ、

収納スル稲ヲ公廨稲トモ云ヒ、官人ニ給ヒ、官人ヲ民ニ貸シテ収ル利ヲ諸国ノ官

衙及ビ諸司ノ職員ニ給ス。等級ニ因テ配給セラル

続紀、三、霊亀元年七月「公廨禄給式部省大学散位寮等」

同四、和銅元年二月「始給傔仗ニ、其考選事力及公廨田

並准史生」同、十二、天平八年三月「太政官奏、諸国公田、国司隨

郷土沽價賃租、以其價送太政官、以供公廨、奏可之」

同、十六、天平十七年十月、諸国公廨、大国四十万束、上国三十万束、

中国二十万束、下国十万束」

くゞかいたう「公廨稲」公廨ノ條ヲ見ヨ

くがいーぢん「公廨田」公廨ノ條ヲ見ヨ

くかたち 盃 探湯（くかい 腐敗ノ異名）平癒、齋癒、堅ク葉かしは 垂仁紀廿五年ニ探湯主ト云フ人名見エ重ネテ玖訶岌トモ云フ、たち 役立、軍立ニ同ジク探湯岌ノ所ニ出デ、湯ヲ探グル ニ役事スル意

或朝鮮語 Yu（湯）chak（探ル）ト同じ語原ナリトキ云フ

上世、事ノ正邪ヲ判セムガタメニ神ニ問ヒ、シメチニテ熱湯ノ中ニ探ラシムル。虚実 ナ。ル者ハ傷ル 飛ル者ハ傷ル云フ。又、誓湯、後世ノ湯立。

應神紀九年四月「天皇則推沿武内宿禰、令請神祇、探湯 云々武内宿禰奏曰、甘美内宿禰云々

允恭紀四年九月「一氏蕃息、更為蕃姓、難知其實、故諸氏姓人等沐浴斎戒、各為盟神探湯、云々坐探湯岌而引請人、今若云、其金探湯則得實者自全、不得實者皆傷」註

△湯起請ヲ此遺ナルベシトカフ

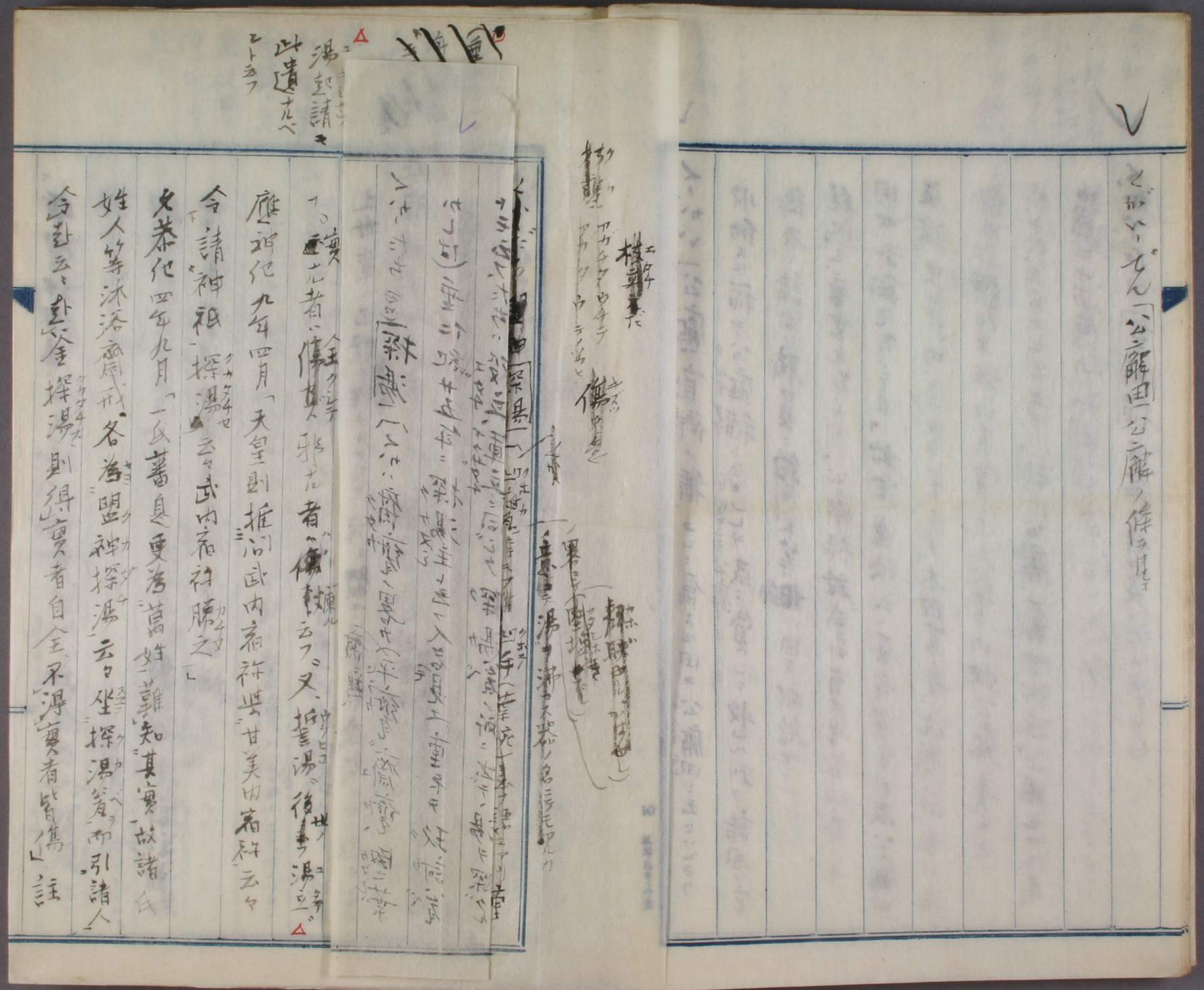

くがらーぢん「公廨田」公廨ノ條ヲ見

[illegible]

[illegible]

湯起請ヲ此遺ナルベ
ヒトヒラ

[illegible]

[illegible]

さつ[illegible]

[illegible]

[illegible]

「[illegible]盟神探湯、此ニ二種ノ訶陀智或泥納釜煮法、攘手探湯泥土」

維体代二十四年九月「日本人與任那人頻以熅身、譯訟難決、各々宜誓湯、曰實者不燃、虛者必燃」

△尖ノ釵ノ頭ノ下顎ニ挿シ座鐵ヲ枕トシ

釵ハ重點座鐵ハ支點、挿ヲ撓ル所ハ力點ナリ

（高サ四分、厚サ二分、方一寸許）

尺鈷

ムギ・ぬき「釵」（二）打チコミタル釵ヲ抜キ出ス時ノ目印ニモノハ「四角形」ナル鐵環ヲ座鐵トシテ釵ノ頭ニハメ[illegible]穴ニ[illegible]

[illegible]ト釵ト頭ト[illegible]コシアケテ抜ケリ。

沙石集（弘安）二、真言ノ法「壁ニハ釵抜ノ竿（梗）ハ少米ノ加持ヲ、座（座鐵）ハ法界力、我ガ手ハ以我功德カナリ」釵抜「寄合ヒテ大ナル釵ヲクヽスリ抜クガ如シ重障ノ陳ルコトオビタヾ知ニレ侍ル」

（二）城壁ニ穿チ作ル四角ナル穴。（前項ノ座鐵ニ象リ方形ヲナリ）鳥銃ナド打出ス所ナリ。

（三）紋所名。小サク四角ナル枡形ヲ図ス、四辺ノ線太シ。四角

奴僕ノ法被ナドニツク、

上下左右ニ向ケタルガ多シ

(四)今用ヰル新枝ハ唐鈦ニ似テ大ク、頭ノ毛枝ノ如ク

新、鈦ヲ嚙ム時ハ鈦ヲ握リネヂテ枝ク

▲院本曽我扇八景(箱根近松作)紋畫、奴ガクグル大川

(新貫ト混ジテ云ヒシナリ)

くぎぬき、ぬき(新貫)ノ條ニ見ヨ

くぎぬき、ぬき(新貫)ノ條ニ見ヨ

(二)潜門。潜戸。妻ヲ通ス為メニ作レル門。入口、通風ノ類。

掃部寮式「南中門ノ設ケ雑主殿、西川西ノ新貫内北面東上

内侍已下座」

新貫外ノ下車入様門

▲狭衣三上「門ナドモナクテ只くぎぬきトヲフモノヲツリケル」

遥歩き書集「新貫門」

玉勝間、くぎぬき門「屋根モナクテ門ノヤウニタル物ヲくぎぬきトヲフ」

(三)関ト云ヒ設ケタル門、京都中ノ毎坊毎ニ坊門ナドヲフ事ナリ

(三)通ヒ云ヒくぎぬき門ニ通ヒル柵ヲヨモヨメテヲフ

新、當字ハ漏ノ代用ニ

(即チ潜門)

撰集抄、皇孫ノ新院御墓「松ノ一叢繁シルホトリニ、くぎぬきニマハシ
ヒタ山是ニナム御墓ニヤト」（今更カキクラサレテ物モオボエズ）
類聚雜例「御墓上立石卒都婆」
（三）関トヒテ立テタル門。京中ノ坊（門）ニ設ケタル門ナドヲモ、昔ハ
木戸ナリ。上連ニ柵矢来モ云フ（川口伊勢ノ地名）
夫木、サ「ネル人モマダ絶エナクミ川口ノ関ノくぎぬき」「ハヤ朽チニケリ」
更科日記「清見ガ関ハ片ツ方ハ海ナルニ関屋ドモアタメアリテ
海マデくぎぬきニタリ」後訓抄、中編、くぎぬき「関ノ新要ナド記
康富記「三條東洞院新要」（九ハ柵ヲモ云ヒ）
異本遍仁記「富ト路ノ新要ハ富樞霍童丸ガ家、持堅メ
ニヲ云ニ北畠黄門立ニ閉サレテ御通リアリ」長禄、寛政
（柵ヲ云ヒ、也ガ、ヒ、ヒ、ヒ

くぐつ（名）「裏衣」、沙草簀ノ轉、

（放すはな・寸斬、つたつた）沙草ニテ編ミ作ルニ起ル語ナルベシ」

（三）菖蒲ニテ編ミ作ル代衣。越前大野郡手ノ今年ノ本ニ

万、三ノ三「汐干ノ三津ノ海女ハ久具都持ケ玉藻刈ルラム、イサ行キ見ム」袖中抄「くぐつハ菖蒲ニテ代衣ノヤウニ編ミタルモノナリ、ソレニ藻ヲ

十六

ナドヲキ入ルナリ」考徳紀「大化五年三月。綿二裹」頂註「菖蒲ノ

（三）轉ジテ、絹ニテ編ミ作ル代衣、俗以具具都ノ名ニ加ヘテ菖蒲ノ

空穂、嵯峨院、中四「絹綾ノ綾ノくぐつニ入レテ」枕草子、

菖蒲ノ轉、

くく 自四 漏潴 脱 (意義 奉良朝時代) 「懐風 久久

神代紀上 四十一 自指間漏墮」 記 「夏岐於知」

古事紀上 十一 「自手俣漏出 訓漏云久伎」

中巻 三十一 四 自木俣漏逃 其 女ヒルウクヅ如ヒコ

万十七 十一 「足引山辺に居ヒバトトギス 未聞 立久吉鳴カヌ日いたし」

同巻 十七 「山吹の解き乱れ咲く久久草 聲を聞くに君が来しもの」

鵑 草とき千度 鵑を草 聞く云 君が来しも (倭名抄モ見レリ) 其妻女ヒ孫

色ヨ賞リテ父母夫知リテ誠メ

足柄集 「誰ヒ惜リくつの歌 ヒヒヒ

散木集 伏見くつの歌 ヒヒヒ

くぐつ　傀儡（華厳経私記、音義（奈良朝時代）「機関、久久都」からくり、デクツ。傀儡。

（三）アヤツリ人形、テクルバラ。

ヲくぐつまはし、傀儡子と云ひ、其女ナルラくぐつ女ト云フ。

名義は「傀儡師、クグツマハシ」

歌合ニ其人形ヲ舞ハス仮ヲ業トスル者

傳名抄、四十、雑藝具「傀儡、久久豆」

今昔廿八、雑藝傀儡ヲ者ドモ多ク館ニ来テ芸ヲ前ニ並ビ居テ歌ヲ歌ヒ笛ヲ吹キ

（三）諸国ヲノクルくぐつ女ノ淫ヲ賣リシヨリくぐつハ遊女ノ名トナル。

朝野群載、三、傀儡子記、傀儡子、定居セク其妻女ドモ旅客ニ色ヲ賣リテ、父母、夫、知リテ誡メズトアリ

定頼集、「諸テタヒテモミボみトモフ」

「幡」ヲくぐつまはし哭ヒヤリタイヒケルガ遅カリケレバ云ヒ」

散木集、伏見ノくぐつ、歌ウタヒセムト哭ビヨツカハシタリケルニ、エト病リタリケル

新撰古今
十、○「傀儡後」

家ニナシトケシ。『うれ女、うれテ宿ニ戻メヌカ、くぐつまはしハマハリまヲ居
リ』（続詞花の集下、傀儡ノ代ノ歌能因「イヅコトモ定メネ戻メヌ身ハ
[illegible]」）詞花、六別、東（マカリケル人ノ宿ニ待リケルガ暁
ニ立チケルニヨメル、傀儡ナリケル女ノ所ニ旅ノ途ニ出女
下野集ノ「俗曲出女ノ曰傀儡」）塵袋、二「白拍子、出女、
傀儡ノ」（能楽門「傀儡、クグツ」）

くぐつ、ゑびき「バカナラキ今朝ノ別レ惜シキカナイツカハ人ヲナガラヘテ見ム」（旅館、出女ヨリ）

くぐつまはし「傀儡子、くぐつ（傀儡）ノ俳ヲ見ヨ。

くぐつめ「傀儡女、くぐつ（傀儡）ノ俳ヲ見ヨ。

くさ「湿疹」（腐瘡、悪瘡）「皮膚病ノ名、小児ノ手ノ頸、耳ノ辺、殊ニ股ノ間ノ側、時ニ屈折部、脇ノ下ナニ用ヒ、生ジ水疱トナリ、其ノ上ニ赤キ粒ノ如キ腫物ヲ生ジ、痒クシテ堪ヘズ、掻キテ破レバ血ヲ流シテ次第ニヒロガル。」

白居易、九「小児ノ手ノ薬、榛梨ヲ粉ニシテハ、ベ、汁ニテ洗フベシ」諸理齋随筆、三「小供ノ手ガ出タ時ニ左ノ歌ヲ書キテ張リオケバ癒ユ」

「春ノ日ノ長キニムカヒテ刈リ取ル、疾ノ刈リ取ル戻ノ長草」

也ヨリ出ル木、草用ヒテ治ス者、植物ノ名

宇鏡、十「恒山、山字ニ支ノ字ヲ付ケ」蜀漆、山字ニ支ノ字ヲ付ケ」本草和名
上、四十「恒山、支佐岐、宇久比須乃以久佐」蜀漆、恒山ノ苗也、
又佐岐、也末宇都岐乃波」（倭名抄同ジ）

腫物ノ名、春夏ノ際ニ

くさ〜ぎ

〔恒山 岑山 蜀漆〕〔真木義 葉ヲ切バ真桑其ニシ〕

此木、支那恒山ニ出ヅレバ名アリ 宋ノ人、真岑ニ名ノ誤ノ歟 恒ハ山ヲ憚リテ岑山ト改ム 蜀漆ト此木ノ苗ノ名ナリ

ヤマウルギ、ウヅヒスイヒ共、合又コヤギ、落葉灌木名、諸國ノ深山ニ多シ 高サ五六尺乃至丈餘、葉ハ梔子ニ似テ薄ク春ノ末ニ葉ノ間ヨリ一二寸穂ヲ出シテ花ヲ結ブ 大サ三分許、四瓣ニシテ淡黄色ナリ 此木、薬用トスレドモ有毒 植物ナリ

字鏡 五十一 恒山、山宇呂支 蜀漆、山宇呂伎乃苗

上四十一 恒山、久佐岐、宇久比須乃以比祢 蜀漆葉、恒山苗也

又佐岐、也末宇都岐乃波 (後考抄同じ)

くさぐき

「草潜」（くさぐき止種、枝意（くさとる條ヲ見ヨ）くき、くき（潯）義、潜（クケ）り意（潯くの條ヲ見ヨ）、（題草（カヤ）くき）同類ナリ、木ノ枝ノ繁ミニ潜（クケ）リ入リテ見エズ、鶏ニ云フ語ナリ、鶏ハ秋ノ末ニ山ヨリ来リ春ハ林業ニ隠レ居テ夏ノ初ニ山ニ帰ル。

万十三「春去ヒバ伯労（モズ）ノ草貫（クケ）吉（序）見エズトモ吾シハ見遣ラム君ノ辺（アタリ）ハ」

千載ノ、「頼メコシ雲ノ通路（かよひぢ）ノ浦芝ハ深シイツクナルラムそもの草ぐき」袖中抄ノ「しぎの上ぐくきトハ鶏ノ草くぐりト云フナリ」

散木ノ「訪ヘカシナ玉笹ノ葉ニ見隠シテ鶏ノ草ぐき目路（メヂ）ナラズトモ」

〔草草紙〕〔草双紙〕〔くさ〻普通文ナラヌ平假名ノミナル意〕

〔草紙、双紙、冊子ノ當字ナリ〕

江戸時代ニ行ハレタル稚ナル平假名ノミニテ記シタル板行ノ本ノ名。

児女ノ讀本トセルモノナリ、尚ホ文意ヲ解シ難キヤウナルモノ多ク掛絵ヲ加ヘ絵草紙トモ呼ブ。

〔初期ノヨメリ、桃太郎ノ鬼島入リ、ナドヤウノモノガ後ニ短篇小說ヲ作リ出セリ。寛永ノ頃ノモノニハ墨一丹、緑、青、黄ヲ加ヘテ彩色ヲ施シ、コレヲ丹緑本又色ドリ本トモ云フ。正德、享保ノ頃赤色ノ表紙ヨツテ名モノ出ヅ。赤本トモ云フ。ソレヨリ少シ遅キ色ノ表紙ヨツテ名ルヲ青本トモ云フ。黄色ナルヲ黄表紙トモ云フ。今日ノ新板本ヲ「豆本」黑色ノ表紙ニテ出スヲ黑本トモ云ヒ、天明頃ヨリ前後高後

〔草ノ條（一ノ巻）〕

竹部ノ續キ物出ツコレヲ合セ考トミフ（温知叢書ノ中ノ浮世絵丸考、

同巻江戸作者部丸

三章千句（元保）「大カタハ恋ヲモ書ケル草ざうし」（今日ヨリヤイロハヨリ

又ル假名ノ月、ミヾクルル定ニ開ケ繪双紙」萬治二年四月頃、振

書物改ノ印願「一、青貫、一、草草紙書」（温知叢書考江

戸作者部丸掛外）

月詠集（寛永）祝「東路ノ志はま

衣駒ニヤリ

美朝家

ニ藻ヲ書

タシム」

又腰甲。

下数。

三河物語

（大久保長安

横門）上ゲ

ヲ出ニ待チカ

草摺（三）衣服、裾ノ草ヲ摺ル絵ニテ

ノ草ヲ摺ル絵ニテ

ノ草ヲ摺ル絵ニテ

月詣集（寿永）後「東路ノ志ばぢ」

衣類ニケリ

篠朝霧ニ濡ヲ着タテム」

又腰甲。下散。

三河物語（大久保彦左衛門）上ノ巻ニ見ヨ出ニ待チカケル」

ムさゝぎ草摺（三）衣服ノ袖ノ裾ノ草ヲ摺ル。行キ觸ル。

玄玉集（寛隆俊成定家ノ代ノ自歌集）

日数行ク野辺ノ篠原夏深ク別ケユク袖ノ露ノ草ぢ」

胴ノ裾

（三）鎧ノ腰ニ垂ル、ソノ五枚ノ板ノ緋ノ綾ヲ成リ最下ノ板ヲ草摺トシテ最上ノ板

菱縫ノ絲ニテ胴ニ結ブ搖グニ因テ巻ノ絲トシテ前後左ニ三枚ツヽ垂ル

脇立ニ二枚ヤリ甲賞腰甲

保元、白河殿配討、御曹司ノ弓手ノ草摺ヲ縮ヒサマニ射切ッタル」

建暦本平家二、中、九 「二番ガ鎧ノ草摺

延慶本平家、五、本七十一 忠度ノ鎧ノ毛ぢ」

和漢三才図会、二十、甲ノ條「甲賞又名腰甲俗云下散」

くさ、たつ

朝顔 接骨草

木だつト云ヒ草ハ接骨木ヲたつの木ト云ヒ木本ナレバ又
又、朝顔。ソクヅ。草名山野ニ生ス、葉、高サ五六尺、葉ハ接骨木
後夏、花ノ梢ニ傘ヲ成シテ五出ノ小白花ヲ開ク實モ接骨木ノ如ク
有毒植物ナリ 大同類聚方、五十二「久美多豆」
箋注倭名抄、十七「今俗呼接骨木為木多豆」呼朝顔為草
多豆」

體源抄ニ云〔草ニシテ香料トスルモノ〕

ムさーのーかう「草香」うんかう（芸香）ノ和名、平安朝頃、此草ヲ香料トスルタリ。（此草ハクサニ色ヲ見ル。草ニシテ香料ニ見ル。）

倭名抄十二「香名類」「芸香、久佐乃香」

源氏集「漢前ノ麝ニ蘭、紫苑、くさのかう、女郎花ノ類」

撫子ニ萩ト植ヱ、ムクラ、ムクロ、ムクロ

永久四年百首歌、草香「雲間ヨリ注エル月ヲのきちかう川ノ淡ミニウツレテリ見ル」（芸香世ニ絶エテ知ラズ）

（オミアテニ）桔梗トムラ物の名ニ詠ミ

（九十九）クルミ実隆ノ和ニ埴輪如ノ死

（オミアテニ）

礼記、檀弓上「注東園公綺皓四人東園雪」注「注東以綺皓四人東園雪」

ムさ、ひとがた「草人形」「菊雲」「祭祀具」「偶人」（其俗ニ見ル）ノ草ニテ作ラレタルモノ「贈物ノ形代」

「義」「菊雲」義ハ出典ノ礼記ノ注ヲ見ヨ

出典祭祀具、偶人（其俗ニ見ル）ノ草ニテ作ラレタルモノ贈物ノ形代

「京勝式」「元日質明掃除菊雲」「倭名抄十三四祭祀具」「菊雲久佐比度加太」「倭姫命世記」「乙若子命以麻神菊雲等進倭姫命而令被解」

出典 孝徳紀大化二年三月「重茲幣帛ヲ奉ル記ニ「無蔵金銀銅錢一以混器合ニ古塗車菊雲之義云々」」トアル。礼記ノ文ヲ取ラレタルモノ。憂除我ガ邦ニ埴輪如ク死者ト共ニ葬リタルモノニアラズベシ

礼記、檀弓、上「塗車菊雲」注「塗車以泥為車也」東

草為人形以為死者之往情謂之菊雲（雲トハ神ノ息）

菊草

神功紀五十二月ニ「造菊雲置微叱許智之床詳

為ニ病者ニトアル菊雲人形ニ菊雲ノ字ヲ當テタリ

くさまくら　草枕

（一）旅ニ草ヲ結ビ枕トスル事、古（旅路ノ者リニ假庵ヲ作ルラ

草結ビトアルモ、茅草ナド束ネテ枕トシタリ

欽明紀六年十一月「藉草班荊」

万、一一七長歌「深雪降る阿騎ノ大野ニ旗薄（すすき）押し靡べ草

枕旅寝せすれば思ひやる（同、五八タマボコノ道隈（くまび）辺ニ草ヲ折リ

柴取敷キテ床ジモノ打ち伏シテ）

馬内侍集「其夜旅ねトコロニ来合ヒテ枕モナケレバ草ヲ結びテシ

ケレバ」

（二）輕ビテ、旅寝、又、旅行。

千載の歌藻「草枕假寝ノ夢ニ幾度カ馴レ」ト都ニ行キヤヘルラム」新古今の歌三「假寝ニ伏見ノ里ノ草枕露カリキト人ニ語ルナ」古今「八離別、常陸ヘマカリケル時ニ藤原ノ俊ニ詠ミテツカハシケル「アサナゲ(朝夕)ニ見ルギ君トシ頼マネバ思ヒ立チヌル草枕ナリ」(女ノ歌ナリ)

くさ〜むすび 自四「草結」

(二)草ノ葉枝ヲ結ビ合ハス 久シキ 時マデ結ビタルマ・ニテアレト云フ 契リヲカケ古ヘノ事ホシサリ 松ガ枝ヲ結ブト云フアル キ同シ

万、一十「君ガ葉ニ我ガ世ヲ知ラム磐代ノ岡ノ草根ヲイザ結ビテナ」(万六 四十一)「タヾキハ命ハ知ラズ松ノ枝ヲ結ブ心ハ長クトゾ思フ」

同、十三 廿三「妹ガ門行キ過ギカネテ草結ブ風吹キ解ケヲ又顧ミム」伊勢集、女ノ里ニテ前栽ノ草ヲ「ケレバ手ズサミニ尾花ヲ結ビケルヲ初ノ人来テ見テ「花薄我レヨリ先ニ頼ミシカ穂ニ出テ人ニ結バレニケリ」(是ハ男女ノ間ニ言ヘリ 情文 妹ヲ妬ムヤウニモ云フト云フ是ナリ)

(三)草ノ枕ニテ假廬ヲ作ル。古ヘ旅ヤ、假リニ山野ニ宿ルニ元ヨリ即チ旅ニ宿ラ意トセル。名詞ニナモミヲ結ビ草臥ナドモ元ヨリ是レヨリ結ビ

万七十五「近江海湊ハ八十アリ何ヲ」ニカ君ガ舟泊テ草結びケム」忠見集「行キ暮ラス旅ノ宿リモ武蔵野ノ草むすび夜ハ思ヒシキカナ」

(三)草ヲ結ビテ路ノ栞トス。夏ナドノ草ノ葉ニテ行ク末ニ結ビ

夫木、三十六「朝立チテ別レし人ハ今モカモ鄙ノ荒野ニ草結ぶらむ」

夫木、巻十七、「朝臣ヲ別レトヤ今ハカギリ嶋ノ草葉ノ草結ぶ云」

くさむすび

（二）草ヲ結ビ廬ヲ作リテ住ムヲ謂ヒ、転ジテ結廬ト云フ。

草むすび云ふ女ありけり　唐高僧伝「頭陀為業結草為廬」（和訓栞前編）

（三）衆ニ先ヒダケテ事業ヲ始メ、用ヒ、禁ズル意。

起ル意。草別ト同義ナリ。草創、倭訓栞前編くさむすび「俗ニ草創ノ意ニ云ヘリ」

（一）特ニテ男女ノ縁ノ媒人。

夫ヲセレ事ニ云ヒ結ブ例ノ意ヨリ曾我廣磨（　）上「化粧坂ノ少将様ニ頼マレ、弟ノ五郎様トノくさむすび」

（くさむすびノ條ノ（二）ヲ見ヨ）

結廬

説話、身延「是レハ此山、遥カノ麓ニ

（三）ノ條ノ（一）ヲ見ヨ

久ト契ル意（くさむすびノ條ノ（一）ヲ見ヨ）

媒人。

倭訓栞前編くさむすび「婚姻ノ初

10

くさめ　休息　命金八休息　萬

（一）嚏リタル時ニ唱フ。（キ）壓勝ノ呪文。命長ト云フ意

天竺ノ傳説ニ因ラ斯ル呪文アリ。嚏ビ命終ルトモ、はるかせ、とふまんざいと呪ズレバ、はるかせ、ナリ

今、小児

呪文ニ千萬歳トモ云ヘバ徳若（常若）ニ御萬歳ノ畧ニテ云フナルカ是レモ命長カレノごとリ

又はるひりヲはくしょトモ云フ

ハ「ハアくさめ」ノ急呼カ。卑人ハはるひりクル時直チニくそをく

ら人ト呪スくさめガ糞喰ヘト聞ユルニ因テ云ヒカヘテ云フニ

エアシムカ

四分律、五十三、「世尊、嚏、嚏、諸比丘願ハクハ長寿」

[illegible]中遍 二中歴(遍永)九呪術鼻嚏時詞「休息萬命息々如律令」(拾芥抄、上諸頌部、嚏時頌(同じ))

徒然草四十七段 二老尼ノ道スガラくさめくさめト三ヒモテ行キケル何事ゾト問ヘルニはなひる時カクマジナハネバ死スルナリトゴヘル由ヲ記セリ 古今業平物語(文明)「はなひる。短命ノ相ト云ヒテ世俗ニはなひるを。千萬歳ヤナド祝フモ同事ト知ニノ事ナリ」

(三) 今ハ直ニはなひりてくしゃみト云フ者轉ヒ。嚏

世話燒草(明暦)「月にくさめヲたん鼻毛抜」

くし (毛)「串」(串ハ串ノ略字。正韻、串、樞絹切、物相連貫也、字彙、同「串、楚簡切、燔肉器」韓愈贈張籍詩「如以肉置串」)

(二) 竹木ヲ細長ク作リ、物ヲ貫クニ用ヰル。(刺)(夏)(籤)(鐵)ニテ著如ク作リ魚肉ナド燒クニ用ヰルアリ(串)(炙)

古語拾遺 素戔嗚唱神ノ野畔ノ條「刺串」註「久志佐志」

後拾遺抄十四 「後」「串、炙、(シ)元串也、夜以久之」(燒串ノ音便)(前)(竹撮、紐)

前竹也、太ク久之」「櫛天串」「玉串」「火串」(ホクシ)

(三) 菓串(マクシ)ノ略 其條ヲ見ヨ

(マクシ)

同串ノ略 其條ヲ見ヨ

朝鮮語ニハ串ト云フ

くし　櫛　一説に通ズ髪ニ挿スモノ、意、轉ジテ敬語ニ髪ヲ御

髪ト云ヒ又轉ジテ首ヲ御首ト云フ、盥ニ盛ルモノヲ水トヨリ分ニ盛ル

モノ、食トナルガ如シ　（櫛ヲ挿ストコロノ

髪ニ挿シテ飾トシ又髪ヲ梳ルニ用ヰル具。許多ノ歯ヲ排ベ作リ上

代ナル、仏ヲ用ヰテ且大キカリシモノ、如シ又黄楊ノ材又歯ヲ撓キテ

作ルモアリ。後世、象牙、玳瑁、今ハ又護謨ナドニテ作リ飾リトス

其形モ種々ナリ其用ニ因リテ挿ー、粗ー解ー梳ー櫛ー唐ー髪ー　名俗ニ鬢

神代紀、上ニ「取湯津爪櫛一箇ヲ折其雄柱ヲ以為秉炬」云々

投湯津爪櫛ハ其化成竹ニ同巻五　湯津爪櫛「挿於御髻」

字鏡四十五「梳、櫛、久志」倭名抄十四ニ「櫛、梳櫛、久之」

（蛭ノ字ノ誤カ）

ホトリバ　辺畔

背ヲ向ケトスルトキ

ヒノ端ノ歯ノ意カ。

（頭髪ト云フ

誤ルカ）

樗の葉を掬ぐが如しと云ふ往来出入甚だ繁しと云ふ。太平記十、
新田義貞謀叛「國々の早馬、鑓倉、千々カサヽヲ急ヲ告ん丁樗の
葉をひくが如し」文選。景福殿賦「樗比而攫集」

メ、ジ(名)「九字」(抱トヲ、内ノ篇四、登渉篇ニ山ニ入ル六甲秘法
トテ「臨兵闘者皆陣列前行」ノ九字ヲ祝スト是より移る)
呪法ノ名、臨兵闘者皆陣列在前ノ九字ヲ唱テ邪魅ヲ避ク(敵勝トシ)ル道家ニ
此九字ヲ唱ヘナガラ印ヲ結ビ指頭ニテ空中ニ舞ノ如ク千ニ
四縦線五横線ヲ畫クコレヲ九字ヲ切ヲ云ヒ(或ハ行ノ字ヲ
加ヘテ十ノ字トス)九字護身法(又抽)縦横の秘法、九字の大事、
ト稱シ一切ノ災禍ヲ切掛ルトス兵家ニモ移リテコレヲ行フ武士ノ具
足櫃ニ前ノ字ヲ書ス其字九畫十八九字ニ寄スト云フ

(甲)祝

アリ太公望ノ軍術ナリト云フ

人しらさ時　串刺（一串ハ木れ、ニ長ナル（ニ）

人ノ耕ル田ニ田ノ刺ニ立テ我ガ所有ナリトスル

古語拾遺「素戔嗚尊麦蒔キ日神行甚無状種々渡伽

所謂云ニ重播種ル刺串ニ」註「久志佐志當日神耕稙

之算ニ穴稠往其田刺串相浮」（挿篇此ニ久斯佐志）

神代紀上三十「素戔嗚尊妬害姉田ニ云挿笠伏馬」口訣「挿

笠者人ノ頭ニ立ル蓋也」箋疏「今世所謂田ノ刺也」

大祓詞「頻ニ特串刺」（日本ノ名「詞形」）ナルハ金紐ノ合ル有

宣ヒ（同書）紐トアリ　落書古事記ニ十ニ斯

「主殿」トアルハ其夜伴ヲ（敦敏）萬葉

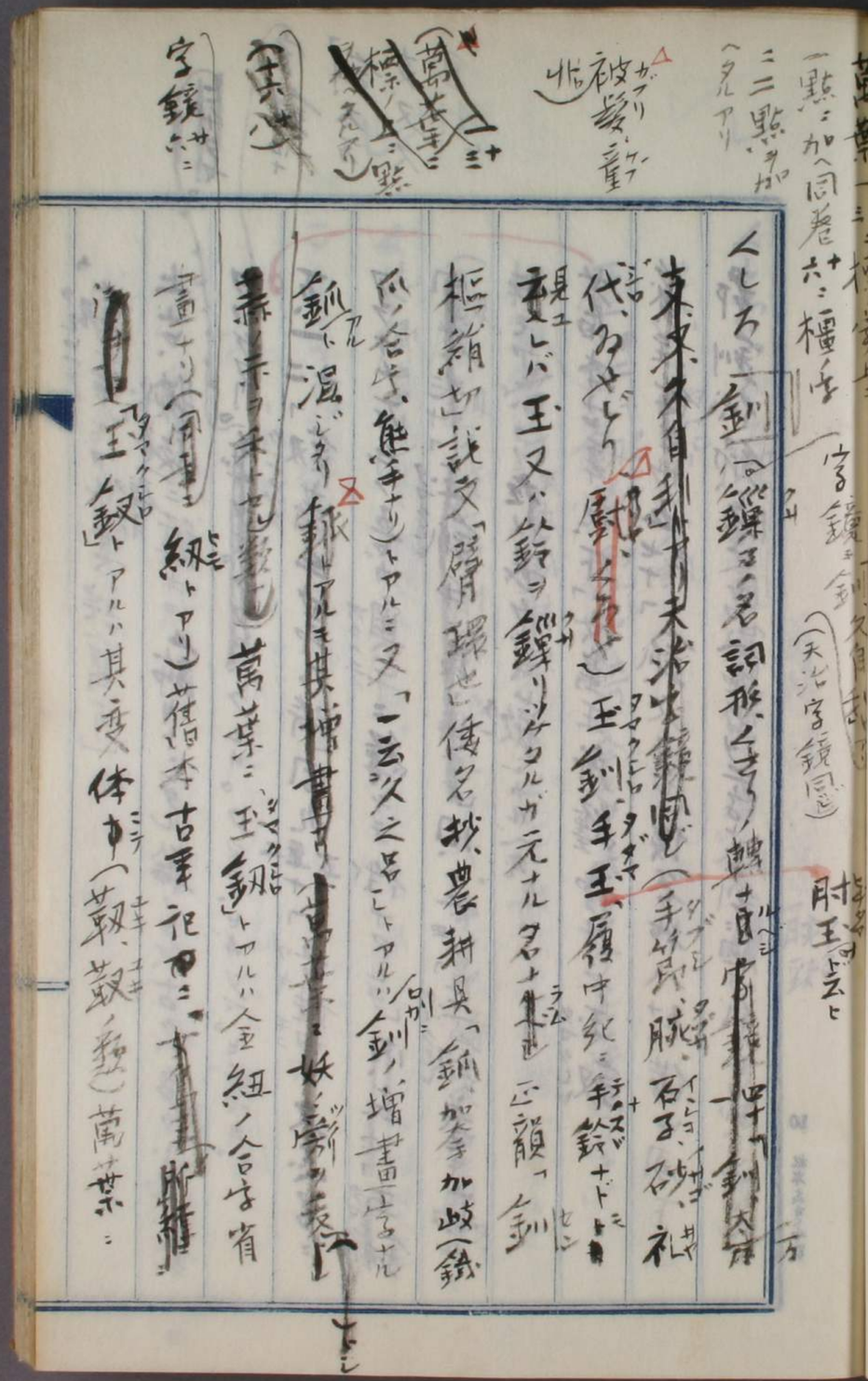

一點ニ加ヘ同巻十六ニ橿生

三二點ニ加ヘ

被髪ニ童

字鏡六ニ

人しろ「釧」（鐶ニ名詞形ニ付ク）

東文字自釧 未詳

代ゐざり（厭ニ名ヲ）

変レバ玉又ハ鈴ヲ鐶リ込ムルガ元ナル名ナリ

枢紐ヲ説文「臂環也」倭名抄、農耕具「鋤」加岐（鍬

ノ合字、無手ナリ）トアルニ又「一云次之呂」トアルハ釧ノ増書ニ当ル

鋤ト混ジタリ 釧アルモ其他書ニ妖ノ長ト

萬葉ニ、玉釧トアルハ金紐ノ合字省

画ナリ（同書）紐トアリ 舊本古事記ニ

「タマクシロ」王釧トアルハ其変体ナリ（敦、敦）萬葉ニ

「劒著」トアル共誤寫ナリ

上古、臂釧ニ種キテ飾リトシタル輪ノ名、古クハ多ク小玉、小鈴ヨリ成リ。クシロ。タマキ、ヒヂタマ。ヒヂマキ。

宮鏡四十一「劒太方支又久自利」

万、一二十「劒著手節乃崎」同九二十五「吾妹兒ハ久志呂ニアラナム左手ノ五ヒガ奥手ニ纏キテ往ナマシモ」同、十四「玉鉾」

同考三十「主鈴手ニ取リ持チ」同、十二四「玉鉾巻キ」

妹モアラバコソ在ノ長ケキヌ歎シカル人

舊本古事記、下「女鳥王所纏沛手之玉釵」

箋注倭名抄五七十五「鈴、久之呂」後名抄、八五十「備中國下道郡鈴代郷、久之呂」（地名ヲ二字トスル例ニ因テ代ノ字ヲカ（名ヤリ）

くしろつく 枕「釧著」（前條ヲ見ヨ）「釧ハ」ニクルモノナレバ手節ニ

曉 暁

万、一二十「劒著手節ノ崎」ニ今モカヲ大宮人ノ玉藻刈ルラム」

（「劒著手節」ハ伊勢國、時歌ヲモヒテ散リ来ル花ハ春ヲ惜シミ

（劒ハ釧ノ誤、前條、語原ヲ見ヨ。手節崎ハ志摩國答志郡ニアリ）

（ニトモナフ連ヒニツヽ伴隨ヒ

大和ロ「此存次第」ノ所ニ入レテ知リ初ケル人、參河國ヨリ上ノトラ」夫木、八「澤水ニ花ノ影ノ數添テ我ガ魂ノ行キテ

ムすラム」（三ツ）ヒラフ。ヒツフ。而偏 枕草子、五くちをしき

前條ノ語、代意

ぐーす　他右妻「具」「字典」「具典」「俱通」

トモナフ。引キ連ル。具足ノ「携帯」

源。夕顔　三十八「隨身ヨクシテ出テタマフ」

少家集ノ「モロトモニ我ヲモグシテ散リネ花、憂キ世

ヲ厭フ心アル身ゾ」

ぐす　自右妻「具」「字典」「具典」「俱通」マデ年頃ぐしたる

（ニトモナフ。連レ立ツ。伴隨

大和ロ「此在次第ノ一所ニぐしテ知リ初メタル人、參河國ヨリ上ル

トテ」夫木、八「澤水ニ葉ノ影ノ數添フ、我ガ魂ノ行キテ

ぐすラム」（三ツレアフ。ツレソフ。配偶　枕草子、五くちをしきもの

△「イミジウアル人ハ子生

ぐ・す　他左変則「具備」「廣敏」「具備せ」（ものをはしとモナル）

ンナプ。ジロウ。ハ。具備陳設

源の蓬生、「御髪ノオモサハ」ミタマヘル云ヒ匣ニ入レテ

其薫衣香ニ焚ベレテ賜フ」落穴法、四「硯、紙、ムレテ責メタマフ」

ぐ・す　自左変則「廣敏」「具備せ」ソナハル。ソロフ。具備

（空穂、花園中「人トリニ因リテ父母兄弟トゲレテ思ヒ歎ク

ハイクバクノ人ノナゲキヅ」

[illegible]

八・十　[illegible]

[illegible]

八・十　[illegible]

[illegible]

[illegible]

宇治拾遺、二、齋秋（ヒトツ）くさしく是ム奴ハ命モ短ク、ハカバカシキ事ナモ」

くさし」ゆび「藥師指」八古ヘ無名の指ト云ヒシ名ノ無カリシモノカ藥指名ノ定ル時代ニ起リシモノカ古ヘ此指ヲ典ケテ藥ヲ點ズル藥師相ヒリト云フ藥師ヲ藥師ト訓ケシタル語カ「くさり」ゆびト云フハコレヨリ移リ來リタルナリ」

古名、無名の指、今人さりゆびト云フ其條ヨ見ヨ　無名指

江家次第、一、供御藥、典藥寮供御骨蒔、五々盛三千瘡骨蒔於主鈴器居中盤供之五々主上取之以右手無名指令塗於左掌給」註、曲右第四指是藥師印相也仍用之」

掃塵集（貞德）下、人倫部、支体、無名指（左訓、ナシヲヨビ）

孟子抄（文明）十二、無名指ゾ四番目ノ指ゾ」

箋注倭名抄、三十九「無名指、無図親王陸沈抄謂之久須之由」

くすし　他四「藥（クスリ）」（藥師ノシヲ四段活用ニ作リ）倣シテ藥ヲ用ヰル意トセル中世ノ語ニテ假言ヘト下墨ノみヲ四段ニ作ル類ナ（ベシ）ト藥ヲ上ル上ニ同ジ）病ヲ癒ス、クスリナホス。療治ス、醫療治語雜話

藥者　慈鎮居士ノ浄土文、十三「藥者只能醫（クスシテ）病不能醫（クスシ）人」古文前集、上、子瞻、綠筠軒詩「人瘦治可肥俗士不可醫」

（伴信友）方術源論「竹田法眼ノ脳初心抄（天文十二年）ニ難治ノ病ニテ治療（シカタ）ヲクルシ（ト）五ツ事ヲクルしかたしト書ケルガ二處アリ」

くぐつのそう【國栖奏】（國栖ノ條ヲ見ヨ）

大嘗會、其外、諸節會ニ、吉野ノ國栖人、參賀シテ、歌笛ヲ奏スルコト。

國栖人ノ參賀スルコト、既ニ絶エテ、伶人、代リテ吉野ヲ奏スルコトナリテ、ナホ國栖の奏ト云フ。

宮内省式「凡諸節會、吉野國栖、獻御贄、奏歌笛、每節以十七人爲之」註「國栖十二人、笛五人」「江家次第、元日節會「國栖奏歌笛」註「於紫宸殿明門外、奏之」

くずのゝは　葛葉　くづがらゝ葉。屋ニ吹カルレバ、葉ノ裏ヲ見ルニ因リテ恨ム人情反覆ノ意ニカケテ云ヒ葉ノ裏ヲ見ルニ因リテ恨ム

序ニ云フ　新勅撰ノ秋上「山里ハくずのうらはゝ吹キヤヘス屋ノ葉色ニ秋ヲ知ルカナ」　新古今ノ秋下　玉葉ノ雜一「秋屋ト契リシ人ノカヘリコズくずのうらばノ霜枯ルマデ」　古今十五、恋五「秋屋ノうら吹キヤヘスくずはのうらみテモナホウラメシキカナ」　濱松ニ「恋レズヨくずの下葉下風ノうらみヌホドニ節ヲ風カセヨ」

和歌ナドニ

人丸はし形に「奇」「奇」と一聯（へたし、たはしいそがし、いそがはし）

人丸はし形に「奇」「奇」と一聯（へたし、たはしいそがし、いそがはし）

コノ中間ニ[illegible]

方十九「久方波之枝幸ト言ヒ継ガ」（其條ニ[illegible]）

方十八「古人ニアリケルコヽザイ」

五十九「古人ニアリケルロザイ久須波之枝幸ト言ヒ継ガ」

煎葉、水ー（散ー）茎ー、葉ー、久須利

箋注條ニ坊ロニ三ヤ「葉、久須利」

（三）ヤマヒ。病気ヤ「御ムヤ」「御ムヤ」「御ムヤ」

難キナガラ参リ来シ「空穂新宴」「源ノ若菜上」「朱雀院ノ御くきり」

コトヲ平デキタヤ、次ニ回リテ伊勢「御息所ニ御くきりノ艾」

上古ハ東ノ草ヲ煎ジテ用ヰ後ニハ

他ノ草ヲ煎ジテ用ヰ

〔延喜式〕

〔醫心方〕

〔倭名類聚抄〕

〔和名抄〕

〔本草和名

ギニテ悩マレクナムシタマヒケル」効カ

(三) 効カアルモノ、補益アル「意見ガくすりトナル」薬くすり

(四) 火薬クワヤク

(五) やきものくすり 釉

△牡蠣ハ、柿山伏ニナゼニ腰ヲ脱カレタリ、イツイテくすりカヤセトたんくすりノ延ニ見動コトヤ

(うるうるうるふまるまるろ)

△牡蠣ハ今様ニセヲツカヒ

(くすり(薬)ト同意)

くすりハ他ノ物ニ作用シテ薬ノ作用ヲ

くすりニ同ジ意ス。

(体信)方術庭論ニ「ヨキ官ノ主ニ療ノ字ヲくすりト訓メリ」

牡蠣ハ柿山伏ニ進ンデくすりトナル

後訓草中

繽くすり「瘡病ニ作ル訓セ」△

後世ニ出テタル書ナルガ如シ

くすり高

薬餌ヲ

△八薬ノ内ノ四段活用ニ作リ

(ミ)ビリ聖ヲビル行李ヲカウリ料理ヲ

ルウリ

ハテラトたん数ナ。(シ8)

故ニテ薬ノ作用ヲオヨス意トセン

東四

△枕草子「今様ハ長クナラセツキタル（くせ）」

くせ（曲）

足利時代ニ行ハレタル一種ノ舞謡、白拍子ノ謡ヘル宴曲ニ類スルモノ（ノタグヒ）

ツケタルモノ（ノタグヒ）

舞曲ニ女ノ扮スル七十一番職人歌合（文安）ノ曲舞

舞曲ニ女ノ扮スル烏帽子、腰鼓ヲ持チタルヲ図セリ

裏面

△十六日曲

舞（夾朝霧）

令見物

東西州問書「後小松院世ヲ御ス九世孫ヲアラセテ御前ニ召サレシ三四度問答セシ」看聞日記「永享四年六月十五「於稲荷社頭」

諸所此間くせ舞見有歟

道断殊勝之由申」二ハ記、永享十七年九月十二日「禁内有曲舞」

如せ（夕霧ヲ謡朝霧）年廿六許之近比歟幸冬拡盛為了云。△

△枕草子「今様ハ長クラセツキタル（くせつく）」

（くせつく）

くせ〻ぶし　曲名ニ（くせ）ハ曲ノ節ニ義

足利時代ニ行ハレタル一種ノ舞謡。白拍子ノ話ヘル宴曲ニ舞キ

ツケタルモノ（基）多数ハ女性ノ扮スルガ七十一番職人歌合（文安）ノ曲舞

（クセマヒ）ニ女ハ水干、烏帽子ヲ着ケ扇子腰鼓（ツヅミ）ヲ持ケタルヲ図セリ

語典、山姥「是ハ云ヒ百魔山姥トテ隠レナキ遊女ニテ御座候
カヤウニ御名ヲ申スイレハ山姥ノ山廻リスルトエフコトヲ曲舞ニ作テ御
語ヒテ」ニ引京童部ノ申シナスハレテ候」

くそ　糞屎（糞ハ糞ノ轉カ（さそやく、そそやく、かさそめ）
沖縄ニテ、くそ、ニ云フ）　戒脂轉
（一）腸胃ノ中ニテ消化ヒタル食物ノ滓ノ肛門ヨリ出ヅルモノ。ハコ。ビ。
大便。糞。
神代紀、上三十「送糞、此云ニ倶蘇摩婁」
倭名抄、三ハ「糞、屎、久曽」
（三）俗ニ濁。滓。滓屑「鐵くそ」火くそ」目くそ」鼻くそ」秩（くそ）
（三）卑シメテ云フ語。罵リ呼ブニ云フ語。多クハ熟語ニ用ヰル。
「くそノ役ニモタヽヌ」くそオチツキ」くそボネヨリ」くそ力」くそ度胸」
くそイマイマシイ」

ものぐ

(十)器ヲ

鎧ノ補ヒ

ぐそく 具足ニ前後ノ譲ニ武士ノ所持品鎧ヲ重ンズルニ因テ

調度ヲ弓矢ノ道具ヲ指ノ稱トスルト正ノ同意ヨリ

甲冑

就テ腰揃等ハ具備スル稱トスルハ具足ノ考ヘタル

何ノ器ヲ所安ノ備ヘ

(二)鎧 甲冑 異名 具足

参考保元ニ三郎(高田三郎)ガ具足ノ草摺ノ下ヨリ

三刀刺ス

(三)後世ノ鎧ノ脇揃ヒ 稱ヲ附屬ヒタク

調度道具

△調ぐの舩（貢舩）沫吹（日沫）

くさ〻ふく「則」（糞拭く〻）是ふく〻

（奉教）「林」（林檎）「清」「緒」（陽炎）

中沫ヲ沫吹く

隠所。

一則ノ異名。雪隠。便所。「蜻蛉日記」「時鳥ノムラドリ」

ガ二テふく〻ヒトリ居タルナド言ヒノヒルナレド「花園天皇宸記元亨

二年冨サ〻「今日動ク満耳」「朕於隠所聞之」世俗近古以来

無之可新儀之由女房等詞諫」「明恵上人家集「山

寺に法師クサクテ居タカラデス心清ケバくそくそくそ」建武二年二條

河原落書「去年大炊ノ空世ドモくそくそ稲ニコソナリニケレ多々名殊

ハ家々ハ點定セラレラ置キ去リタ」

くた　名　「朽」（腐ってくち）「根、朽つ、朽ちて通ず」

塵芥（無用、ゴミくた）

朽ちたるもの。腐ったもの。

雑ぜたもの。多く熟語に用ひられ、音を轉じ天くちゃ。

「塵芥」（ゴミくた）荷物「繕ひ」「繕くた」「繕くた」

「繕くた」（設くた）鼻「揉くた」（モチくた）

「一寸くた」「端くた」ゴタくた「メタくた」（ヒネ、メチくた）くたビル

（草臥）くたびれ（萎縮）

夫木ザセくたびれ何ノ里ノ中ヒ夜ヲマタ夜深キニ八聲鳴ケル

雑

天智七年六月ノ福信

昔シ男ヲ行キテ庭ニケリ夜深クシテ出デニケレバ、女

ムたかけ　斎鶏

（朽）

（義）

又萬葉集ニ醜霍ムナドアルト同意ナリ　斎鶏儒者ナドモ云フナリ

鶏ニ鳴ニは牡ニ但シ牝ニ雌ニ呼ブナリ。

伊勢、十四段　夜モ明ケバ瓶ニ食メムムたかけノマダキニ鳴キテ夫ヲ遣リツル

（鶏ノ宵唱ニテ暁カト思ヒ早ク帰ル）

迷仙庭「薄暮狂鶏三更唱暁」

夫木、サセ「ムたかけ何ノ里ヲ分レ来テマダ夜深キニ八聲鳴クラム」

雑

興ノ敬語ハ敬語ナリ

人ださる他下ニ被下ハ下さる特殊形ノださる敬語ノ助動詞
ノるガ附キテ熟語トナレル語
賜ハ元ヘイタヾク頂戴スル
(二)狂言鈍根(イヤ、御酒、意外ニ)ナリ「法師ニ下されヤウ」
同じ狂言「僧云ニ茅屋ニ女子ヲ離ヘ檀ノ方ガタデ
下さる時ハ尊ンデアルガ名ノ法師ニ酒ヲださる時ハ

くださる他に「被下」前條、語、約ツテ四段活用ニ轉ジタル語、

自成さる（下二段）なる（西段）同じいらッしゃるノ語原ヲ

（見三）

たまはる死行ノ出マ

（三）前條ノ語、同ジ、名詞化、イタダク。「御褒美ヲ豆だくさん」

何ヲくださるか（部注助動詞ノ動詞ノ）御ヲ付ケテくだされ

（三）特ニ食ヲ飲む ノ尊敬「書畫ヲ」ヲ酒ヲくださいマセ

酒ヲくださいマセ 所限等、自然月日七有袖判

人だしじゃみ「下文」（文書ノ初ニ下（多ハ点ヲ書ケバ之）

官符ヨリ下ス命令ノ文書。院廳、摂関大臣家、政所ヨリ

（宣旨ヨリアリ、鎌倉幕府政所ヨリ所領ヲ充行フニ出セ

ルモアリ。其初ニ院廳下、摂関家政所下、又将軍家政所

下、ナド記シテ来ル所作如此以下ト記キ

運歩色葉集「下文、自将軍勝所帯、殿書下

之字ニ也、其次、地之所限等、自郡月日也有袖判」

（三）損ス。毀損

万五千ハ、富人、家ノ[illegible]

終

終ラハキ（アハレル一ツ欲セ）四十三「春去ヒ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

越エシ妹ガ垣間ハ荒レニケルカモ」

(三) 貶ス。クサス。ケナス。貶

源二、寿木五「空」ニイガガハ推シハカリ思ヒとたきム」

源ノ綱合ナ三存五中将、名ヲバ〆たさジ」

〆だす 他四「下降」(ハ)下ダる(イ)他動、いたる、いたす、きたらきたす」

(二) 下ルヤウニス。下ヘ遣ル。サグ。オロス。

(三) 都ヨリ田舎ヘ行ナビム(のぼる(イ)(ロ))ヲ見ヨ

(五) 貶ス。サグ。退ク。官鏡ヲ黒「久太須」「位一級ヲ〆だす」

(三) 賜フ。與フ。延慶本平家、三中、三位入道祓射「清衣ヲ」

下サセタマフ」

(四) 筆ヲ低ニツケテ書ク。下筆

宇治拾遺 五ノ 僧師筆ヲ〆、たさムトスル」

(六) 勝チテ我ニ従ハズ。降ス。「敵ヲ降ス」

(七) 大使ヲ遣ハス。「下剤ニテ〆だす」 腹ヲ〆だす」

水ヲ呑ミ過ギテ

滝

くだつ　自ッ「陸」ハ降ル　雨意、あやまる、あやまる、謝ちは高

(二)クダル。カタムク。[illegible]　昃

武烈即位前紀「日晏ニ坐朝」　斜、日斜、クダリ、ヒグダチ「国ル」

(三)夜深ル。更タクル。夜闌

万、七三、「山ノ端ニイサヨフ月ノ出デムカ待ツ君ハ陸ケケル」

四十九「夜降而鳴クリ千鳥　宜シミシ昔ノ人モ偲ヒ来ケリ」

(三)衰ヘ。末ニナル。衰頽

万、五十九「我ガ盛リイタク久多知ヌ　雲ニ乗ブ薬人食ムトモ

又復チメヤモ」(仙人ノ薬ヲ服ストモ若返ラムヤ)

古今ノ雑上「笹ノ葉ニ降リツモル雪ノ末ニ雪ニ本くだち行ク吾ガ

寄リハモ」

内務内侍日記(私史)「遊びとんたれれテ侍ル」ト申ス(遊びひな管絃ヨリ)

内務内侍日記（弘安）

「旅ビトノたびれテ侍ルト申スヒ」（迷ひ給ふ）

くたびれ草臥（杜）

くたびれ草臥（草臥）宮ノ慣用ス詩経ノ鄘風ノ跋渉ハ

くさぶし（草臥）みつ山たら（水渡）ト古訓ニ国ノ

歩ミ又重ク過ギテ疲ル。烈シク働キテ弱ル、倦怠

為忠集「くたびれ草ノ暁ハソコハカトナク見ケル古屋」

○○行即用「勞倦、疲、多ビル」

太平記五、大塔宮熊野ノ「清涼殿ニ流レ来ル水ノ色

草ノ葉ノ色ヲ染メ」

侯名抄十七「果或作草」

空穂、春日美原記「久木生ル草ノ数アリ」

之ヲ濁ルハ
オヅ助ケ
已之自

人だーもの「果」ハ木種物ノ異稱ト云フ（かたわなし、結成、金
見、庚）或ハ木之物ノ轉（栗、熟海、あけみ、礫つ
ぶて）獸モモ之物ナリ（陸田種子、畠之物）
ハ唐菓物（菓子）ヲ單ニくだものト云フ
くだものトモ云ヘバソレニ別チテ木ノ成
くだものト云フナリ（成山椒、成蜜）乾菓子ニ對シテ水
菓子トモ云フ同じ」
（一）木實ノ食フベキモノ、梅、桃、梨ノ類。ナリモノ。水菓子。
草ノ實ノ食フベキモノ、低ノ類ヲくだものト云フ 蔵
倭名抄、十七 三「果、或作菓、久太毛乃、蔵、久佐久太毛乃」
空穂、藤井美京君 九「楝ノ枝一ツニ實ノ成數アリ

黄金、くがね

くだものニ食フニヨキモノナリ」

(三)唐菓物(カラクダモノ)ノ畧、菓子(クワシ)。菓物(クワブツ)ニアリ其條ヲ見ヨ

(唐菓子)

△アリツル由ヲ

△説文「件、分也」字彙物ノ件、各分造物件」ニ基ク故「條件」ハ各別物数

くだり(ヲ)件(ヘ)行義、音便くだんトモ(殘ノ雲のうんのもき、

桂の末はんのき、假名、かんゝ)

(二)文書ニ記セル章段ノ條。音便くだん。

則事理自通

賢於論事

推古紀十二年四月「憲法十七條」一曰上和下睦(毋)十

五曰云、憲起則違制害法故物章云上下和諧」

古事記上「上件五柱神者別天神」

△大和ニ「上ノくだり啟セサセタリ」宇治拾遺十、アリノくだり事ヲ

申シタリ」

第一條

△推古紀十四年六月「新羅使士烏博

士智積等一旦ニ依番上下今、上件色人正當相代年月」

後ニ、初の、上のナドニスベキヲ畧シテダヽくだんトミ用ヰル、文書ノ末

如上件ノ
ヘキ

ミ仍而如件ナド記スハ（即チ）上の俗の如し「[illegible]り」塵添壒嚢抄、三、如件、クダンノコトシ、クダリノゴトシ」

（三）特ニテ其（其）ノ意トナ[illegible]傳如シ此の如し意」

宇治拾遺、十、三「スナハチ坊中ニ入レテ、件ノ業ヲ傳ヘ（ケ）リ」著（第三條）

國集、二十、蛇（ヲロチ）「くだんノ蛇（カミ）、アヤマタズ、食ヒツキニケリ」

空穂、國襲下 四五「カノ件ノ三條ノ東角（ヒガシヤド）ニ白ヒ犬、ヤヒサキアリ」

くだるノ條ノ（）ヲ見ヨ

【音便ニくだりトモハ無ケレドモ、くんだ、牛蒡ごぼう、ナド例ナリ】

くだり（ヒ）下（一）クダレバ。サガル。「山ノくだり」

（三）伴サガル、時ノ移リ（過ギ）「最ずがる」

宇治拾遺、十九、何時ソ三、申ノくだり（巳ノ時）ニ、中ノ時ヲ過ギテ、ヤ[illegible]

さがり、午後四時（過）「空穂、先[illegible]」

（三）東都ノ内ヲ南ヘ行ク

都ヨリ田舎ヘ行ク。下向（げかう）（のぼる）ノ條ヲ見ヨ

「くだり」海ヲ通ルくだり酒

（四）町ノ場末ナドヘ行ク（通ル）

[illegible]集、四十「町々くだり、ヨロボヒコキ」世ヲ見バ物ノトリ皆

知ラず」「[illegible]」「[illegible]」

(五)くだりあめ、雨。
(六)くだらばら、雨
(四)町々ナドカルキメグルル。
拾玉集、(鎌倉時代初)四十「町々くだり」ヨボヒユキテ
世ヲ見レバ物ノコトワリ皆知ラレケリ」
望一千句(元和)「公方ノ前ニオメヌ佐保姫」カブキスル春ノ都
ノ町くだり」続五元集(寛正)「夕食、則チヤキ世ヲ知ル」「町
くだり二聞賣ラヌ茶売賣」漫故集(正徳)巣山ル
ノ白ニ「道くだり拾トアツメラ かかしカナ」
義経千本桜 旅シテアルクニ音便ニくだりナドヨツ(牛蒡ノ)ごん
ぼう」北海道「くだりマデ旅島シテ」

(五)物ビ、遠方ノ世。

くだる 自四「下」降

(一)上ヨリ下ヘ行クオルル、サガル、俗キミツク
(二)降ル。延喜本草家、一来成親流罪ノくだりテ」空ラ、カキクモリ風土ニ雨
(三)日影傾ク。時過ギ移ル。則源ノ少女四十「日サラサラくだりテ」九
源ノ夢蕉葉サ「末ノくだる」キドニ」(午後二時過)空後晴天、
中セ「カクテ巳ノ時打チくだりテ」(午前十時過)
(四)九大便烈シクリ通ズ。下痢ス。渭
(五)都ヨリ田舎ヘ行ク。下向ス(のぼる)ノ條ノ(一)ヲ見ヨ
(六)五時勢移リテ来トル。来世ト。浅季
「くだる世ト」世ノくだる程ニ」

（七）謙ル。（リヘダル。謙遜）

中庸「虞以下人」（ヒトヲ）仁賢即位前紀「壯而仁恵謙恕温恭」

（八）劣ル。品性落ツ。劣

（九）戦ニ負ケテ敵ニ従フ。降参ス、降

（次ノ）

（二）異、綱ニ（モ）ツリシスト知ト（アリ）

（万十七ページ二上（ル）ノ）ナテモコノモニ綱制ニテ吾ガ待ツ鶴ノ夢ニ告ゲツモ」

くち「鷺」（鷺ノ鳴キ故ノ名ニモアルカ百済ニテモ云フトハ我ガ邦語ニ傳ヘタルニヤアラム今ノ朝鮮語ニハ、又ハめえトモ云フ）

鷺ノ一名。古事記中（神武）七「宇陀ノ高城ニ鳴鏑張ル、我ガ待ツヤ鳴ハ鶴ニズ、イスクシ（良）ヒ（ヒ）ヒ（ヒ）ヒ（ヒ

野ニ君ガくち居テ（アサマスゝキ）迷ヒ行キテ見ル」夫木
バサモアラヌ迷ヒ教ヘオキテ野守モ見エズくちノ屋形尾」
「我」ト云ヘ
芭蕉

同音異義語ヲモヂリ
同語ノサウニ聞ヤシナヘテ、秀句ノ野鄙ナルモノナリ

くちーあり「口合」（口ハ言葉ノ音合ヒ）

（二）語ノ音ノ合ヒ

醒醒笑（　）の、秀句「津ノ國ノ多田ノ在所ノ者ノ通ルヲ聞テ
スロムレバただの夫ト答フ、サラバ八島ノ宮ヲ語レト云ヘバ、レハ、つぎの
夫ニ問ハレヨ」

（三）江戸ニテ成レル口合ヲ地口ト云フ繁内ノ口合ナラズ地（江戸）ノ
口合ノ義、神社ノ祭礼ナドニ地口行燈
「伊勢出羽越中駿河美濃志摩」伊勢屋では越中ヲ身の
始末」

（三）地口ノ変シタルモノヲ語路ト云フ　さとばつづき　言ヒテサモナキ言ヒ方ト聞

語ノ語ノ音ノ合ヒ

野鄙ナルモノ

■ミムル（モノ）郭牛書音ノ似作語ニ言ヒヤナモ

「光ヅ明けて行楯の春」まづ中ニシテ鉄砲の春」死ぬざ甚ま

い三味線抜」田舎侍、茶店にあぐら」（アカサタナハマヤラワ）淡ハナ

（四）口合ト語路ヲ兼ネタルモノヲ　馬鹿夜叉」

朝々粥を食ふヤ（空也）上人」恐れ入谷の鬼子母神」其手

ハ食はず（菜ヲ）ノ焼蛤」安宅（アタカ）（裸）で道中がなるものか」残念

（顔淵）関ヲ寡」

くちさきら（名）「吻」（俗訓栞前編）くちさきら「口列衣ノ義ナ

（ベニ）くちわきトモ云ヘリ」らハ其俗ヲ見ル、左右ノ端ニ沿ヒ、ま

ばゆ（ヒ）ト同ジ　紅十元

（二）くちわき（同ジ）

（二）人ノ口ノ左右西辺ノ列衣ノ如ク見エルトコロ。

華厳経私記音義（奈良朝時代）「吻唇西角歌」

也、口左岐良」（俗名抄三三島口類「吻、久知佐岐良」

周礼、冬官考工記、梓人「鋭喙、決吻」文選。文賦、注

「吻、唇西辺也」蓋心方三（サヽ）吻（ミツキ）」

（三）鳥ノクチバシ。俗名抄十八羽族体「喙、島口也、久知

佐木良」

裏ニテ、くちさき、又さきらトノミモ云ヘリ

（三）雑香。源氏ノ……「ヲタケキくちさきら

新撰朱註「議詩沐擇之吻破満座惑」集韻「吻、物也」

乙 後三年軍記「多クノ兵、各口さきらヲ磨ギテ笠ヘムトス将軍制シテ物言ハセズ」

丁 新撰集記「宏才博覽而論議決擇之吻破満座惑」

甲 源三十七、鈴虫五 法華経ノ講師「只今ノ世ニ才ヲ優シ寛ケキさきらヲ、イトド心ニテ言ヒツヾケタル、イト難ケレバ皆人々シホタレタマフ」

丙 旧今昔廿八、三十五話「大臣屋ノ前ニテ次第ニ座ヲ敷テ口聞キ吻有テ物可咲シ云フ者ヲ云ヘ」

くちさきら「口占」偶然ノ言葉ニ吉凶ノ占トナル。

盛衰記、廿七、奉幣使発遣、「太神宮ヘ源氏追討スベキ御祈アリ其宣命ニ平家宝祚相傾ク三十余年ニ及ブ源氏朝敵ニ日本国ニ満ト書ク（カリケルヲ朝ト云フ）文字ヲ落シテ書カザリケリ軟ト云フ字ハ助ケト読メバ源軟響日本国故ノ読ミタリケル内内ハ兵法佐日本国ヲ奉行スベキコトヽ、源繁昌ノ口占アリトゾ私話キケル」（竹取文）

くちぎ書

杉木書（杉ノトハ焼ク意カ）

炭ニテ下絵ヲ書キ

後ニ杉筆ト云ヒテ

墨ノ焼筆ヲ用ヒル

粉本

蒲草草（室町時代）十七「絵」「くちぎ」消炭ニテ書ク也、

下絵也

本朝書画史（延享）五「杉筆今俗云焼筆」（訓久知幾カ）

記）用墨能拓木」

（三）後世、梓巫平ノ人ノ求ニ応ジテ行ヒ口寄ト云ヒ先ツ

弓弦ヲ鳴シ唱ヘ出ス「死霊生霊ノ乗リ移リ」

くちよせ　口寄

（二）巫女、神人ニ物怪ノ霊ヲ憑ラシメテ其言語ヲ述ベシムルナリ

昔花、サ、後悔大将物怪ノ霊ニ「ヒトツ聞カムトテ左近ノ乳母、泣ク泣ク浄ミちよせニ出テ立ツニ云々

かうなぎヲバ御車ノ口ノ方ニ載セタリ」

秋草ヨ、十二百五十六段「物怪ニイタク悩メバ、ウツスベキ人トテ大キサカナ童ノ五、三尺ノ几帳ノ前ニ居タレバ云々」

公記、久寿二年八月廿七日「先三年ノ崩後又寄巫ノ口ヨリ云ヒ」

（三）後世、梓巫市子ノ人ノ求メニ應ジテ行フ口寄ト云ハ先ヅ弦ヲ鳴シテ唱ヘ出ス詞アリテ次ニ死霊生霊ヲ乗リウツシ

テ死口生ロヲ口ニ浮ベテ說キ去シ間ク人ト問答トスルヨリ降亟

（畿内ニテ亟ロトモ云フ）

此法ハ外法ヨリ移シ入ルベシ此亟ハ外法頭・後術ヲ壞キスト

云フ（其條ヲ見ヨ）

くぢら【鯨】（其口大ナレバ口廣ノ約轉ナリトモ云フ（本べらぎ、ものみぎ、

濱音ノ上下スルハ、いづつし條ヲ見ヨ）字鏡ニ久地良、木草和名ニ

久知良トアリ（神武紀ニ久治良ト見ユルハ鶏ナリ其條ヲ見ヨ）又

常陸國風土記ニ「有小丘體似鯨魚」

倭武天皇因名久慈郡（慶長（鎌倉時代）六「くぢらヲ食ハ

ムジラトスベル事モアリ云々常陸國ニ久慈郡ノ國ト云フ國アリ其國

海鯨鯨ニ似タル故ニ鯨ヲ以テ久慈

理ト云ヘリ」同風土記ニ常陸ハ海濱國、那賀郡大櫛岡

ハ大杵義ニ因ルトアリ萬葉集ノ二十ニ天地ヲ阿米都之、母父ヲ阿母

志志トアリ東國ノ發音ナルカ進レドモ名義抄ニ鯨、クチラ、クジラ」

トアリ土佐薄鱈ノ人ハ人テエ平常ニ鱈ヲ食シ鯨音し鯨

ハくじらナリト云フ熟考スベキナリ

○常ニ寒国ノ海中ニ棲ミテ冬暖海ニ来ル

(一)海獣ノ名。

動物ノ中ノ最モ大ナル者。長サ数丈、形甚ダ魚ニ似テ、前脚ハ鰭ヲナシ、後脚ハ尾ノ如クニシテ岐ヲナシテ横ニ着ク。鱗毛無ク形肥エテ圓クシテ頂ノ上、頸ノ前ニ孔アリテ、潮ヲ吹キテ呼吸ス。眼、體ニ比テレバ小シ、色、種種ナリ、皮、骨、肉、筋、鬚等、全身、薬ニ用キ所ナシ。脂、最モ用多シ。骨ヲ肥トス。肉、皮、皆、食スベシ。ぜび鯨ヲ最上トシ、さつま鯨、まつかう鯨、いわし鯨等、種類多シ。

口甚ダ大キク

ちがれ鯨

和名抄十九、「鯨

鯢、久知良」

「鯨、久知良」

「鯨、如久比良」天治字鏡、九四「鯨、男クチラ」

(二)せびくじらノ鬚ヲ細工ニ用ヒル稱。筬トモ、ひれトモ稱ス。口中ノ上下兩邊ニアリテ、櫛ノ齒ノ如シ。長キハ數尺、廣サ五六寸、厚サ五六分、色黑ク柔軟ニシテ折リ難シ。彎、物差等、種種ノ細工ニ用ヒル。又、さくらちるハ色白シ、さろくじらト稱シテ、最モ貴ブ。鯨鬚(三)鯨差ノ略。(其條ヲ見ヨ)

(黑布白布縫合セタル鯨帯モ同意)

くじらおび 鯨帯 (鯨肉ハ白クシテ皮ハ黑シ。切リヨセテ煮食フ事書後帯ニ書ハ白ク表ハ黑キ意。△此帯ニ此名ノ起ルハ昔ハ帯ハ全部ヲ二ツ折リニシテ製セタルニ因ル)

女帯ノ片側ハ後ハ面ニ異種ノ布ヲ用ヒタル事アリ。両面帯ト云フ

黑天鵞絨ハ片側ハ白繻子ニテ縫ヒ合ハセタルモノ、一名晝夜帯、

題林一問(天和)「塩ノ汗ノうらぎりくじら帯」又腹合帯

夏鯨帯、

延享二年刊『元禄四帯』「今ハおもてうら」俳諧名物語(明和)

両面帯ハ夜書ノ帯キトケツ閨ノ月」(海録、三)

トアリ土佐薩摩ノ人ハ人デモ平常ニ古トザトヨリ別ラテ發音シ鯨

ハくじらヨリト云フ熟考スベキナリ

○常ニ寒苦ノ海中ニ棲ミテ

冬暖海ニ来

佐名坊十九「鯨、別クチラ」

字鏡セナ一鯢、女久比豆」天治字鏡、九四「鯨、別クチラ」

本草和名下五「鯨、一名鯢、一名海鯨、久知良」

佐名坊十九「雄、唐韻云雄曰鯨、雌曰鯢、久知良」

（海獣ノ名）（一海獣ノ名）

動物ノ中ノ最モ大ナルモノ、長サ數丈、形甚タ魚ニ似テ、前脚ハ鰭ヲナシ、後脚ハ、尾ノ如クニシテ岐ヲナシテ横ニ臥ク、鱗毛無ク、形、肥エテ圓クシテ頂ノ上、顙ノ前ニ、孔アリテ、潮ヲ吹キテ呼吸ス、眼、體ニ比フレバ小シ、色、種種ナリ、皮、骨、肉、筋、髓等、全身、藥ヌキ所ナシ、脂、最モ用多シ、骨ヲ肥トス、肉、皮、皆、食スシ、ぜひ、飾ヲ最上トシ、ゼ鯨、ざとう、鯨、等、種類多シ、

口其ノ大キク

ちがれ鯨

和名抄十九「鱗、鯢、久知良」

（黒布白布縫合セタル鯨帯モ同意）

くじらおび「鯨帯」（鯨肉ハ白クシテ皮ハ黒シ切リマゼテ煮食フ）書

夜帯ヨモハ書ハ白ク夜ハ黒キ意

全帯ヲ二ツ折リニシテ製セタルニ因ル

「此帯ニ此名ノ起ルハ昔ハ帯ハ

黒天鵞絨ヲ片側ハ白繻子ニテ縫ヒ合ハセタルモノ、一名晝夜帯、

女世帯ノ片側ハ後ニ面ニ異種ノ帯ヲ用ヒタルモノ、両面帯ト云フ

題林一面（天和）「塩ヒノ汗ノうらぎノくじら帯」又腹合帯

夏、鯨帯、

延享二年刊「元禄川、帯サ（今ハおもてうら」俳諧名物鑑（明和）

両面帯「夜書ノ世帯キトケツツ閨ノ月」（海録、三）

くちわき「吻」口脇ノ左右ノアタリ、クチサキラ、テくちをとと

醫心方、三十五「吻」秋草子、二十五「身ブルヒヨエ、頭振リ、くちわ

きヲサヘ引ヒ垂レテ」宇治拾遺、三「袖デツツロヒテ、口いき掻拭ヒテ

(三) くちばし、黄ばみ居ル鳥ノ嘴ノ黄ナル人ノ

ヲ若輩ナルヲ貶シテ云フ 俗説辻前編、くちばしきら「口わき」

蜉蝣、揉マレ、扱ケ、雛カ、只今、サヤウニ口わきばみ見エ出ダシ入

レテ見ムトスルトテ、ユメ、風コレ入レタヲヌ 常山紀談十三、関ガ原戦

「東照宮、桃配ニ陣構ヘシテ、本多三弥正重来リテ今ヲ少シ先ヘ

御旗ヲ進メ給ヒ、然ルベシ、是レハ敵合遠ト申スヲ聞ク、口わき黄

ナル男ニテイハザル事ヲ仰セケレバ三弥御後ノ方ニ廻リ口わきハ黄

ニモセコ 遠キハ遠ト揶揄申シ奉ケリ」

くちをし　形ニ　口惜（心地惜しの人々をしと約りてくちをしと
韓ジ名語ナル（オカ　中心　なかこころ　名義抄ノ心ココロナガコ心　黄金
くがね　圖むかゝむ

（二）心ニ惜シト思フノコリヲシ　残念なり、遺憾
枕草子、五、五十段　「噪シト思ヒバカリニ鳴キ合ヒタル時鳥ノ聲
ヲ口をしう御前ニ聞コエメサズ」源、一、桐壺十三「我レ亡
クナリヌトテムちをしくグツホルナトカヘスゞ禁メオカ」

（三）惜　惜シ。惜シムベシ
枕草子、三、五十六段　似絵なきもの「下種家ニ雪ノ降リタル又月ノ
美クリタルモイトくちをし」同巻、三十六段「夕顔ハ朝顔ニ

似テ言ヒツヽ、タヲルモ、ヲカシカリヌベキ花ノ姿ニ、憎キ寝ノアリサマニソ、イトロをしけれ」（或本ナリ）

（三）醜ゴテ、物足ラズ思フ。飽カヌ心地ス。

竹取「かぐや姫、キト影ニナリヌ、ハクナクくちをしきコトニ思シテ」源、二、ヨ年末五「取ルカゴヌナク口をしきト、イト優カリトオボスバカリ勝レタルトハ」同巻七「世ノオホエ口をしカラズ」同。

マ敷三「口をしノ花ノ契リヤ」

くつくつぼうし　寒蟬（聲ヲ名トス、今ハ倒ニつくつくぼうしトモ云フ）

しいつくつくト鳴クトモ云フ　聞取ニ因リテ天地ヲ分ツ。うつくしト聞取ルモ同じ

今ハつくつくぼうしトモ云フ、蟬ノ一種、形小サク、色黒シ、秋、半ヨリ末ニフタリ午後ニ鳴ク。其聲、おうしいつくつくト聞ユ、古クハうつくしトモ聞取ラレタリ。

俊名抄、十九「昭蟟、久都久都保宇之」（昭蟟ハみんみんぜみナリ）

蜻蛉日記、八月下旬（下巻、ミナリヌ云ヒ時雨ヒ五月九日）末の時（午後二時）晴

レテつくつくぼうし、イトカシ（キヽデ鳴ク）

散木集、夏、「女郎花、ナマメキ立テル姿ヲヤ、うゐゐしト蟬ノ鳴ク

ニ」夫木、九「吾カ宿ノ妻ハねよくヤ思フラムうつくしト云フ虫ノ鳴ク鳴ク」

ムツレいたし　形一　屈基（碁）いたし（碁ノ傳ヲ見ヨ、くしいたし、えんじ

したしト轉ズルイムツキ（屈）ノ語原ヲ見ヨ」

心、屈スルイ基ト」くしいたし、えんじいたし。

源。少女ハ「物ナドヲ見ルニ、くつしいたくテ書キ讀マデナガメシ

ヌベルヲ」源。須磨ハ、「ウレシカデモ、ヨコナルベキトテくしいたうテ行

カズ」同。竹川ハ「皆人コレニコソ心寄セタマフラメ、我身ハイトド、

えんじいたく思ヒヨワリテアチキナウソ恨ム」

源の若菜 三四下、
下九十「イタク
六
面痩セテ物思
ヒムレタヤウル」
芹落立淀、一五七
「心驚リセ
驚ソ名ヲ
者ハ人セサセテ
オクリヨキ」

人ッすか 自 左藤 屏風八人すゃナル 約マルナリ（樵 こゝ、一向
いかう）えずドナルい其ゝ使ナリ（萌 弱、花に笑く、無くは、さえば）
（二）カカム、クジクル。折レシタガフ。「力屈ス議論ニ屈ス」
（三）源氏 沈ム、気ゲフサク。くす、えず。
源氏 竹川 三 イタラ人つレ入リテナガメ居タ（レ）ハ 同 少女 三十「イト、
シレシレニ思ヒ入つレバベレバ」 同。紅葉賀 ミ「姫君、例ノ心細ク
ミテ入レタマヘリ」 狭衣 二下、「日頃ヨロヅニ思ヒくしたりル人々
モ折チヤスミテ心元ビニえ夕暮ノナドロ」 枕草子、四、四下 「カカル
者ハ折チ人ビ名コソアレナレ、ウタテモ、ハナヤカナカナ」 同 五、五十
「ムケと思ヒムビニ竹イトワロニ」

くづち（名）〔鼾〕（動詞くづつの名詞形）（鼾睡）（癲癇ト共ニ）

シキケリ、静岡ニ、いくち甘くづち、寝くづち、沖縄ニテ

くくつ上ニ云フ会、鼾、鼾ニ

（遺屑ヲ寝浸ト云フ）

（ごうだうだうだうだ）縁アルヨリ

（二）鼾ノ古言。字鏡十「鼾、久豆知、又伊比支」

（三）癲癇ノ古名、

太秦牛祭、祭文「咳病、鼻多里、癲ヒ、癲狂、撰食、傳

孔病」（恵心僧都作ト云フ寛仁元年ノ頃）

沙石集、三、上「癲狂云ヒ、此病ハ火ノ出、水ノ出、人ノ多ク、中ニシテ

発ル心憂キ病ナリ、佑いくづちト云フ」

くづつ自上ニ（斬腰）（くづつハ穂ちゝ語振つハ落つゝ上異ナラム
（枯落傳れば）名詞形こくづちト云ヒテ斬ノ事ト
癲癇（テンカン）事トもん（其俗ノ見き）ゞたり倒るゝゞたり斬ス
ゞッきり 眠ッドヲフモ此語 轉ル倒ルこ因テ癲癇ノ
名トハ化ナリ」ト」くつてトモ唱ヒ皆直ト寄ト云ヒ
正財ナク倒ル 斬カタ 斬ノ事
落穂ニ「婚ヒキ翁ノ傳ニ御辺ニ今宵参リ名事ト思フ程
ナク 落ハ（リテくづち風セリ）山ノ皆直ト云フ
（俗ニ俗ヒ見ヨ）

△物類称呼ニ、ほとゝぎす「伊勢松山辺ニ」くつて、ゆつて、始じタル詞ナベシ」

くつてどり「皆直鳥」（時鳥ノ雛ノ啼聲ヲくつてト聞做シテ名トセシナルベシ）

しゝたきゝ 條ヲ見ヨ

附金 シテ皆直トスハ皆ノ賈

新撰萬葉集上夏「ホトトギスナキタシナツノヤマベニハクツテイフスヒトヤスムラン」

郭鳥公も鳴立夏之山邊庭皆直不輸人哉住濫トヤリ

條ヲ見ヨ

萬葉集上、春「時鳥鳴キヌ夏ノ山辺ニ皆直不輸人ヤ住ムラム」くつてトモ唱聲ヲ皆直ト寄セテ詠メルヤリ

附金

傳說ニ蜀ニ帝魂落テ皆ヲ告リテ啼ク鹽尻ハ羽コヲ買ヒ賈ヒ

月清ヤ ヤベシテ共ニ死ス蜀ニ帝ハ時鳥トヤリ翁ハ鵑トヤル鵑の速贄

ハ時鳥ニ借フヤリ因テ時鳥ヲ皆直鳥トモ云フ

條ヲ併セ見ヨ

裏ヘツヅク

△物類稱呼ニ、ほとゝぎす「伊勢松山辺ニ」くつて、ゆつて、始じタル詞ナベシ」

くつてどり「皆直鳥」（時鳥）雛ノ啼聲ヲくつてト聞做シテ名トセシ歟ナルベシ

時鳥ノ異名、△夏

菅家萬葉、上、春「時鳥鳴キ初ル夏ノ山辺ニ皆直不輸人ヲ住ムラム」くつてトモ云ヲ鳴聲ヲ皆直ト寄セテ詠メルナリ

附金

ノ傳說ニ蜀ニ帝魂落テ皆ヲ告リテ死ン塩竈ノ浦コヲ買ヒ價月清マヽヽヽヽ共ニ死ヌ蜀ニ帝ハ時鳥トナリ翁ハ鵜トナル鵜の速贄ハ時鳥ニ借フナリ因テ時鳥ヲ皆直鳥トモ云フ

（蜀魂）

條ヲ併セ見ヨ

裏へツヾク

（俳諧拙）

「奥義抄」ニハトゝぎすノ一名ヲくつて鳥トヨフ鵑トヨフ鳥ノほとゝぎすノ皆ノ料ヲ取リテカクレニケレバソレ尋ヌトテ呼ビアリクヨリ此名アリ（上見エタリ）

（古今雅語集）

抄ニモ同説ヲ載ケテ「ほとゝぎす、くつてたばらんト鳴ク」

奥義抄清輔下中ニハ「時鳥ニ代鳥

（以上共ニ名ラハ作ノ誤ナリ）

不遇意

くづ・はる　自四「長雨」（くづ・れ類ノ語根、はる作用ヲヨフ）よ

（拾穂本）

ほとゝぎす

衰ル。ヨワル。

万・五・四十七「長歌」「ヤウヤウニ體貌（カタチ）ヨワリ（アサケサ）朝々言ヲコトヤミタマキル命絶エヌレ」（普通本ニ都久保里トアルハ誤

本ノ誤植ヲ所後刻発ス）

濱一・桐壺十三「我ヒキクヨリ又ヨワリ口惜シウ思ヒくづをるナトカヘスガヘス遺言ミナカナヒオカレ」（コレハ四段活用ナルカト二段ナルカ）

内ノ明石ノ心モ皆くづをるノ誤ナリ

百首　ムナコ　逢ヒヌ思ヒくづれテ影ノ如クニナレル姿ヲ」

（以上共ニ
なるべく
ちゝ
ほ
ゝ
ゝ
ゝ

くづ・る 自下一 崩壊類 「崩」も、朽つ・通じ「壊」も、字義 崩ル。ボル。

(二) 砕ケ毀ル。崩ル。天治字鏡六四「崩、壊也毀也、久豆留」

(三) 集マル人々散リユク。離ル。解散 字類抄「崩頽、クヅル」

秋草子、三、一ノ巻「殿上ノ名対面ニ、足音どもニテ、くづれ出ヅ」

(三) 敗シ散ル。潰ユ 潰散「敵陣ノ備ヘくづれニ」

(四) 乱レ、シクナル。乱ル。 「政事くづる」「風儀くづる」

くつろぎ

[illegible]のおんぞ「甘御衣」おんぞ、俗ニ[illegible]

「[illegible]」「[illegible]」「[illegible]」

上皇召シ[illegible]ル直衣、掃、おんのおんぞ。

文雅

[illegible]庭訓抄、[illegible]「院雑色、烏帽子、直衣、おんの御衣ナドヲ召サルベシ」後拾遺日記、十八「おんの御衣、甘の御衣トシタメ、小直衣傍線ノコト

ヲ掃ヘ申シ候、くつろぎの御衣ヲ[illegible]申シ候、禁中諸法度ニモ出ヲ

[illegible]

五「[illegible]」

ぐ所ナリ[illegible]

(三)[illegible]

[illegible]

[illegible]

△スコシくつろぎタル又ヒケ蒲ヲ蹴給ヒ

六兆

人つろぐ　自四　寛（甘）（くつ）ハ穏ス（杉ス）ハ語根カ　ろぐ　動詞ハ

意（ものぞろぐ、おどろく）　新、ニルムラヒくつぐつニナルナド左ヲモコヒ（上）

（一）ニルヲ　ニル。ニルム。源の若菜上　百ハ　上膳ヲ乱レテ冠ノ額△

新六帖、三「大井川、波折ツ堰ノ古杭くつろぎながら折クルヨミナシ」

左傳、昭公、二十一年「小者不穴」　荘子。。。「甘而不固」

（三）ニルヤカニナル。餘裕アリ

源の澪標　五「源氏ノ大納言、内大臣ナリタマフ又、数定マリテくつろぐ所ナカリケレバ、カヘリタマフナリケリ」

（三）年　ニルヤカニナル　ニル緩ク　安居

枕草子、二　こゝあ、法華ハ講、座「モト居タリシ人モ、スコシ　オチニ

甘の字ハ
ト書ク

シロギヘ（石きテ高座ノ許近キ柱ノ下ナドニスエタレバ」甘ノ字ノ下ニくつ
ろぎの字ヲ加ヘ「公裳ヲ解キテ置ク」ト書キタマフナリ　若茅ノ「六飛、
クツログ」王ノ字「甘、楽也」淮南子、謬稱訓、註「人之甘甘」
猶楽ニ而為ニ」而雖、繆言「六飛、閒也」

くつわ　轡（ヘ口輪ノ略（天治字鏡、十九「勒、口和」汴鑑ニテくちば）
馬銜、輪ニ意ニテかがみガ元九名ノ　かがみ、くくみノ略
猶トナル　九ベシ　轡ノ字ハ手偏九ヲくつわ、慣用ニ九ナリ　礼記、曲礼ニ
義ニ「轡、御馬索也」トアリ　倭名抄、十五ニテ轡、久豆和豆良ト見ユ
（二）馬ノ口ニ附クル具。手綱ヲツケテ人、馬上ニテ執リテ馬ヲ操縱スル用ノモノ、
鞦　二箇ノ鞦　鞦ヲ鐵條ニテ聯結セシ條ヲ馬ノ口中ニ含マ
シムコレヲ、くつばみ又くくみ、はみトモ云ヒ（銜）左右ノ轡ヲくつわのかがみ
ト云フ（鑣）かがみノ製ノ種々アレド　轡中ニ十字形ヲ作ルヲ常ノモノトス
勒　字鏡　三十三「勒、久豆和」四十一「鑣、久豆和」天治字鏡、九十三
「銜、宇馬乃口和」玄應音義「勒、馬鑣銜也」

(三) 紋所ノ名、輪ノ中ニ十字形ヲ図ルモノ。

△同巻ハ「自此以後、遷宮不振ツ来ル是謂ハ此本舞曰来名戸之祖神」

ムツワ「樂三郎ハ(異本洞房語園(寛保漫筆巻二)上ニ豊臣太閤ノ馬ノ口取原三郎左衛門ト云者渡ル京都ニ遊女町ヲ開ク人々原ヲ異名ニ樂ト云ハ若年侍衆樂ガ許ニ行キト言ヒシ遊女町ト称ストアリ或ハ廓法ニ十字形ニ開キタリシ云フ、忘ハ事ニ先ヲ俳ヲ見ヨ」

遊女町、遊女屋ノ異名。娼家 又ニハナヒ去ク。

傾城酒顛童子(一ニ「ひらく屋」ノ長トテ隠レスナキ大ムツ、太夫ばかりガ五十人、我衣(文化漫筆巻十)「遺女ニハ諸人ヲ落ル人ト一生ヲアヤマラセ云ニ是ヲ亡ハト云フ云ニ」

△同巻ハ「曰自此以還、雷不[illegible]」来是謂岐神、此本[illegible]岐神、此本[illegible]之祖神」

人なるべしの切み「岐神」に来莫處に義、ふるとゝ云ふを經莫處ノ義、或ハ人ゝ通ずくむふるゝ）神代紀上四、伊弉諾尊伊弉冊尊。追ひたまひて「曰自此以莫處」、即投其杖是謂岐神」△

道路ノ神、又ふるとみ神。チマタノ神。サヘノ神。

道饗祭祝詞「大八衢に湧泉盤坐す如く塞坐す皇神等を。久那斗と御名は申す」神代紀上廿、岐神此云布那斗能加方

微」同下三「經津主神以岐神為御導」四周流」古事記陸奥國

上四「松戸神」

ノ国(一)大小廣狹ニ拘ハラズ境ヲ立テ人ノ住ム地ヲ一稱

継体七年九月「春日ノ倶傾」百十三「泊瀬ノ国」後姫命世記「鈴鹿ノ国」神武紀ニ「吉備ノ国」景行紀四年十月「越国」

(三)孝徳天皇ノ日本全国ヲ一区劃トタマヒ畿内七道ヲ立テ諸国ヲ又其内ヲ郡ニ劃シ国司ヲシテ治メシメタマヒ其一地方ノ稱、分合屢アリシガ(第十六天皇ノ時ニ六十八国ト定マリヌ)山城国、伊勢ノ国、武蔵国、陸奥国、近江国、丹波国ト云フ是ナリ。畑

明治ニ至リテ陸奥国出羽国ヲ合チテ七国トナシ蝦夷ガ島ヲ北海道ト建テ十一国ニ分タレ全国、畿内八道八十国トナル

(三) 知ビテ國衙ノ稱トナリ又國司ノ任、國司ノ政令ノ意トナル

(國衙)

結化三十四、廣島七年五月「出羽國(國司申ス)志波村(陸奥)賊、
叛逆、與國(國衙ノ兵)相戰、官軍不利」
竹取ノ人に(國司)に告ゲタルハ國ノ司參デ訪フ」
後名抄ノ「和泉郡、國分(ヒヤウブ)置泉郡」(國司、使ヲ置リテ
分置ス朝廷ニ拘ニスヤリ)
陸奥話記「康平五年七月黄瀧國(陸奥國)八月九日到ニ
栗原郡黄國」宇治拾遺、三「尾張守ニ下リテ國行ヒケル
ニ」(陸奥余軍記)
(四) 國司ノ都ヨリ地方ニ(スルヲ)任(ヒ)ル(ヒ)ル縣ノ任ト云ヲ國ハ地方、田舎ノ意
トナル

空穂物語
君ニ「人ニ一ツ
賜ハラト申ス
云ヒ美濃ノ國
ヲ賜ヒツ」(國
司ニ任ゼラル)

万、十三、十九「大君ノ任ノマニマニ鄙離ル國治ニトムニトリノ朝ニ行ケバ」
「國人」「國侍」「國訛」
(國ノ人)(國ノ侍)(國ノ訛)
「天津神國津神」
(五) 地方ヨリ都ヘ出テ居ル者ノ其生地ヲ指ニテ云フ語トナリ又故郷
ノ意トナル 鄕國
古事記、下(仁徳)三「摩佐豆子五人妹國(下ラス)」(吉備國ノ娘人ノ
難波ノ都ヘ生國ノ人ノ)
鄕鄕思ヒツ、雲隱リ鳴ク」 封國
(三八) 大名ナドノ江戸ニ居テ其領地ヲ稱スル語、「國表」「國詰」國
替」 仁徳紀三十年九月皇后ノ歌「吾ガ見ガ欲シ國ハ葛城
高宮吾ガ家ノアタリ」(御本郷ノ遠望)

くに「國」(二天地。)天照大神入天石屋「六合之内常闇而不知晝夜之相代」

(三天に對する地。國土。「天津神國津神」

甲 祈年祭祝詞「皇大御神(天照大神)の見賜ヒマス四方國は天の壁立ツ極みの國の退立ツ限り」丙 万葉四十二「神代より生継ぎ来たる人多に國に満てり」

景行紀 巡狩「土地沃壤而曠之」 神功紀 五十三年九月「土物」

雄略紀 廿三年八月「天にこそ聞えあれ矩倆に聞えて」(我が武勇名を言ふ)

(三皇御國。日本全國。

丙 万十九十一「大君の敷きます國の都をば此方(越中國)も同じと思へども」

甲 カラ 仁徳紀 「汝コソハ世の長人、汝コソハ一區域の長人」(武内宿禰)

全 称ノ國は人ノ長者たるヲ云ヒタル(ナリ) 乙 古事記、中(仲)巻 六十「國の大祝」

神鏡上「三十八代ノ孫山國ノ主トシテ萬機政ヲ悉ク收メ」

(三四)皇國ノ統御ナリ。皇位國家。

持統紀十年八月「禪天皇位於皇太子」

空穂物語「時ノ帝下リ居タマフ、東宮ニ知リタマヒテ」

仁徳紀「聖德覆宇廟社稷重事也、從之不依不足以稱」

隨ヒテ

(三五)天皇「國ノ親」(太上天皇)「國ノ母」(皇太后)

(三六)地球上ニテ大小境ヲ分シ代ト異ナル政府ノ下ニ統ベラルル土地ノ科

邦國「高麗ノ國」「唐國」「英吉利國」

くにがのみち「北陸道」(ムニガ)

山の道(東山道)ニ對シテ海山陸ト並ベ稱シ名マデニテ北陸道

文字ヲ定メラレル後ノ訓語

ト驛ズルハ古音ニテ相通ズルナリ

前ノ郡名)群馬、ぐんま(上野國ノ郡名)駿河、するが(こちよりの條ヲ見ヨ)

北陸道ノ古稱。又くぬかのみち。くるかのみち。きたのみち。越道。

崇神紀十年九月「以大彦命遣北陸」

景行紀十五年七月「遣武内宿禰令察北陸及東方諸國之地形」(左訓、クヌガノミチ)

崇峻紀二年七月「遣阿倍臣於北陸道」(左訓クヌガ)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くぬぎ 柵 國柵

くぬぎ（名）柵柵 クヌギ。樹ノ名、高キハ二三丈ニ及ブ、樹、葉、甚タ栗ニ似テ、葉ノ形、細長ク、邊ニ刺アリ、雌ハ葉ノ形、多クユガミ、或ハ、葉ノ末、廣シ、雄ハ形、正シクシテ、栗ノ葉ニ混ジ易シ、共ニ冬、枯レズシテ、春、新葉ヲ生ズ、夏ノ初、葉ノ間ニ、花ヲ生ズ、栗ノ穗ニ似タリ、雌ハ、枝ノ上ニ實ヲ結ビ、秋熟ス、どんぐりトイフ。（其條ヲ見ヨ）材堅キガ故ニ、薪トシ、又、さゝらなみトス（其條ヲ見ヨ） 櫟 櫪

和名抄、「釣章、古名、爲樺、久奴岐」

落チズシテ

清水

御（夫保）服部

（小）「ハ、にぎと云フ」

孤 長九百キ

御木國（第文）

（下略）

姓氏錄考

土蜘蛛ト云フモ土公ニテ世主ノ事カ

くにのせ（名）國栖國巢 八國主ノくにし、くにすト轉ジタル ニテ

陸（くぬぎ、くぬぎ、くぬぎ、みやび、戸主、とじ、領、くらもはく、

藥の神、くしの神）萬葉集、一ハ、土ロ郡ノ國トアルハ土ロ郡

郡ナリ其國ノ土着ノ世主ノ義ナラム 古事記、中（應神）七十五ニ、吉

野ノ國主等トアリ 神代ヨリノ地祇ノ名ナリ 國栖トモ云フ

くにすノ約ナリ（姓氏錄、諸蕃、山城國、國背宍人ハ後紀

世、弘仁六年ニ之訓郡國背郷トアル地名ヲ氏ニ負ヘルニテ

後ニ久世トモ）常陸國ノ國巢モ土着ノ世主人種ノ義

ナリ 是レヲ

上古、大和國吉野郡吉野川ノ川上ニ住メル土民ノ稱、又國栖、

くぬぎ 櫪 〔栩〕〔柳〕

〔東雅云、歴木「景行天皇其地ノ神木ニ因リテ史柳ヲくぬぎトヨフカ如シ」〕国主、[illegible]陸〕名主〔夫保〕服部

〔上野、櫪、国木ナリ景行天皇国ヲ巡ラシ伊豫ニテいにぎトヨフ〕

（十）別ノカード

景行紀十六年七月、到筑紫後国、御木ニ有磯形、長九百丈

文、是板者歴木也 又皇国神木也故是国且号御木国〔第文〕

万十二、三十二 浜金ノ人同ノ四ノ若歴木〕

生鍵 四十二 櫪樟久如不 伊予物語 十二 櫪樟木木木〕

姓氏録考 [illegible]

△土蜘蛛ト云フモ土公ニテ地主ナリ

くにのを〔名〕〔国栖〕〔国巣〕〔八国〕国主ノくにし、くにすト轉ジヌル ニテ

〔陸〕くぬぎ、くぬぎ、くぬぎ主、みやじ、戸主、とじ、領、くらもはく、

薬の神、くしの神〕萬葉集、一ハニ土野乃国トアルハ土野

郡ナリ其国ノ土着ノ地主ノ義ナラン 古事記、中（遠祖）七十五 吉

野之国主等トアリ神代ヨリノ地祇ノ長ヲ国栖トモ云フ

くにすノ約ナリ（姓氏録諸蕃 山城国、国背宍人ハ後紀

世、弘仁六年、有之訓郡国背郷トカル地名ヲ氏ニ負ヘルニテ

後ニ久世トモ）常陸国ノ国巣モ土着ノ地主人種ノ義

ナリ 是レヲ△

上古、大和国吉野郡吉野川ノ川上ニ住メル土民ノ稱、又国栖、

又國栖人トミフ後マデモ此地ニ國栖莊ノ名ヲ存ス。此土民、神武天皇ノ御時ニ始メテ聞エ、應神天皇ノ御代ニ來朝シ其後、朝廷ノ儀式ノ時參リテ歌笛ヲ奏スルヲ常トセリ。國栖の奏ノ條ヲ見ヨ。又上古、常陸國ニモ國巢トミフ人種ノ住メリキ。上ノ項

神武紀……「磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也」（古事記ニ國巢トアリ）姓氏錄中、大和國神別、地祇、國栖「神武天皇行幸吉野時、川上有遂人一云、喫問、答曰名穗押別神子也、爾時詔賜國栖名」應神紀十九年有「幸吉野時國樔人來朝」

万十ノ「國栖等ガ春ヲ惜ミ、朝日、夫木ノ「春、

「遠ツ川吉野ノ瀬ニ住ムカモ仕ヘゾ奉ル春ノ初ニ」

常陸國風土記、茨城郡「昔在國巢云ヘリ、俗語曰都知久母」常居ル人」ロ行方郡「慶雲三年、行方郡蜜郡里、古有國栖、云ヘリ、遠命背化」

源氏の系ヲ古大新ノ子孫ノヤウニ

ムにのおや　國親ハ國ノ國王ナリ國民ニ愛シ全ク忠國毎ニ天子ヲ思ヒ

（國ノ條ヲ見ヨ）

（一）天子ノ御父ヲ申ス語

源一、桐壺、高麗人ニ相人ニ見ス「相人驚キテ云ク、ムにのおやト成テ帝王ノ上ナキ位ニ登ルベキ相オハシマス人ナリ」（帝王ノ相ヲ上ニ見ル）乱レ憂フルコトアラム云、又其相、世ノ人ノ（天子ノ御父ト云フ）説

源氏物語ノ主ノ小櫛五ニ委シク云ヘリ

源氏ノ居終ニ太上天皇ノ御ノ源ヲ賜ヘリ

（一）天子ノ御母ヲ申ス語

國ノ母ノ國母

穴穂、國讓、上九「藤壺ノ人々にはおやト成リタマフベキ者ナレバ」ヤアラム高ドシテ賜ヒトモ必デタマハデ遣ハヤマヒレコリ云ヘリ

皇子ヲ生ミタマフ「カク國ノ親トモナサワビタマヒ云ヘリ」大殿ニモル御アルサマ光ヲ放ツ「和風ヲ青山

源氏の系ノ古大新ノ子孫ノヤウニ

ムにのおや　國記八國ノ國王ヲ國家ノ意ニ含ズ國母ト云フモ高ビ

（國俗ヲ見ヨ）

(一) 天子ノ御父ヲ申ス語

源一、桐壺、ナニマドノ高麗人、相人ニ見ス「相人驚キテ云ヒケルニ、ムヤ上成テ帝王ノ上ナキ位ニ成リ給ヒキ相オハシマス人ニ、ソナタミテ（帝王ノ相ナシ）見レハ乱レ憂フルコトアラム云ヒ又其相ハ海ノ如シ（天子ノ御父ト云フ説）

源氏物語ノ主ノ小樹、五ニ委シク云ヘリ

（三）天子ノ御母ヲ申ス語、國ノ母。國母。

はうまはるはゝそ三ツ（ら條ヲ見ヨ）

紫日記、中宮彰子、皇子ヲ生ミタマフ「カク國ノ親トモナサワビタマヒ云ヒ大殿ニモ申ル涙アルナリ」ナヲ岩ヨリモ堅カニ若ノ宮ウレシ」和國ヲ青山

ノにののは 陳區 ノ地の合ノ義、山々ニ合ヲテアル地ノ意トスル、は

はむノ條ヲ見ヨ

(一) 四方山々ニ圍ル間ノ平地。クムシラ。

古事記中(應神) 天ナ山ノ宇治野ノ上ヨリ望ミタマフ大御

歌ノ知波ノ加豆怒ヲ見ヨ 久爾能富モ見ヨ (鳥羽ノ葛

野ノ山城國ノ四面山ニ圍ル平野ヨリ) ほ ニ發語ノまヲ省テモ下

ニ無意ノ語ノ時ハ又ハ又ハ更ニ間ヲ添ヘテまほらま、

ほらま、まほろば(トモ云フ(ら條ヲ見ヨ)

景行紀、十七年三月「大和ノ區珥能摩保羅摩、異ナ

ツケ青垣山」和記「奥區也」(神武紀ニ大和國ヲ青山

四周トアリ）古事記中（景行）五十一、久爾能麻本呂婆（同
ジク大和國ヲ云フ）
万十八十一、鳥ノ神ノ合ノ闘ヲ食ス久爾能麻保良ニ山ヲシ
モ多ニ森ミト云ヒ（紀中國ヨリコレモ山間ノ平野アリ）
（三）國のまほらハ轉ジテ、唯一望ノ平野ノコトニモ、又轉ジテ
ハ廣ク國土一トモ云フ意ニ用ヰラル
万九十二、「筑波山ニ登リ歌」「時トナク雲居雨降ル筑波山歌ヲ
濡ス照ラシ焼ク恋ハ恋ヒ」國ヲ麻保良ヲ委曲ニ示シタマヘバ」（山神
ノ幸ヒタマヘルヲ頌シテ関東ノ平野ヲ望ミ見ルナリ）
同五十七、「ツチ地ナラズ大君座ス」ヨノ照ラス日月ノ下ハ天雲ノ向伏ス
極ミ云々聞シノ良ス久爾能麻保良ソ」

（國造ヲハ
ヲ伴稲ヲ
ハ）

（造ノ意ヲソコニ云ヘリ）

くにのみやつこ、「國造」安ヤツコ、ノ條ヲ見ヨ」
書シテ、ハ諸國ノ御宰ノ義、地方ノ官ノ意、みやつこ、ノ條ヲ見ヨ」
（二）廣ク云ヘバ上代ノ地方官、「稚郎君、別、國造、野主、村主、稲置
等ノ総稱、「伴造」「國造」「外官」「稲」
支那ニテハ公侯伯子男ノ（其内ノ伯ヲ長ト）諸侯ト云フガ如クナルベシ。「伴造」「國造」ノ稱
孝徳紀ニ「百官」
「連」「伴造」「國造」「百八十部」「雜列」「氏」
（三）狭ク云ヘハ地方官ノ中ノ一稱、其治ル區域ハ大ナルハ後ノ一國ニ
ドナルアリ、小ナルハ一郡ナルアリ、畢竟テノ二つ、トモ云ヘリ
（十）（十）——當時國造ノ數一百四十四アリ（國造本紀）

（十）古事記（國造）九、安閑天皇元年、大屋ノ陽之國造ノ宅地ヲ大縣ノ縣主
（郡ヲ縣ト云ヒ）（十）成務紀五年九月一國郡ニ造長ヲ置ク縣邑置稲置ニ

神武紀田面矢宜荑狭国造同二年二月「以珍彦為倭国造」
古事記ニ上サ「出雲国造、遠江国造、上総国造（上総国海上郡）馬来
田国造（日国望陀郡）」
（三）孝徳天皇ノ朝ニ国郡ノ制ヲ立テラルル及ビテ国造廃止ス
郡ノ大領ハ其ノ国ノ国造ト
稱シタリ　出雲国造（大社ノ神官）紀伊国造（日前宮神官）ナド往ヤ
デ存セリ
天武紀十二年九月天皇崩ス国造等隋ニ奉ル
「為班大幣」馳駅ニ諸国国造等
「京」ニ集ル　紀元二千六百年「外位位記、武蔵若狭国造」
「大宮ノ神官」類聚三代格ニ延暦十七年三月太
政官符「昔者国造郡領職員有別ニ、摩雲三年以来、
今国造掌領郡事、寄言神事、疎忽公務、ニ、宜改旧例、国造郡領合職事之

10

くにん「公人」ハ武家名目抄、職名ハ下「政所下部ニ足利殿ノ
時、ニレヲ公人ト稱ス」其身賤ナガラ公方ノ禄ヲ食ん者ナレバ
然ト味ビテ私人ニ力チシナリ」安楽ニ公役ニ出デシ者、是ヲ公役人ト
ミハアニヌカ　ざふしき（雑色）てうざいく（朝夕人）（俗ニ使ヒ）
室町幕府ノ時政所ノ下部ノ雑事奔走ニ遣ル者
貞丈雑記、四、役名「公人ハ公ノ役ト謂ル云ニ政所ニテ間使
スル役人也」
年中恒例記、五月四日「蓬、菖蒲、御殿ニ葺カル、檜皮師
ノ役也、公人相添下行之」
伊勢守貞忠年御成記「公人御厩者、御輿舁、御牛飼、

車副、舎人、河原者以下、摂政遺」

人、にん、同人（公務員ヲ幕府ノ吏ノ意ニ）室町幕府ノ侍所ニモアリキ。

雑人、雑幕府ノ政所、問注所ノ寄人ノ稱

太田康有記、建治三年九月四日「以二安富民部三郎入道島田七郎左衛門（注、政所公人）注入引付衆了」名目抄職名、下「按ニ、公人ト云ヘルハ寄人ノ事ナリ」常ノ政所公人トモ云ヘルハ、摂政所無ト云ヒガ如シ」同、同年九月廿九日「問注所公人不足、先日所望申二富来十郎光行、山名彌太郎行佐云、可名加寄人」

蜷川親元日記、寛正六年三月廿「政所公人新加（注、右馬川次郎）」

相京職抄「被官人、公人、太政官ノ史生ノ名ヲ学ニ准ズベキモノ歟」（古事類苑）

(一)

郡司ニ古ヘ一郡ヲ統治スル官其改廢ヲ郡家ト云フ(今ノ郡役所)郡長官ノ次一等ノ長ハ大領(オホミヤツコ)少領(スケノミヤツコ)主政(ムマノツカサ)主帳(フミヒトノツカサ)大郡上中下ノ三等ニ分チ人員ニ差アリ郡司ヲ選任スル時國司先ツ候補者ヲ定メ上申シ式部省ニ於テ試補シ及第シタル者ヲ採ス(ムスレタル)擬郡司ト云フ(ギグンジ)行ノ時

大領(オホミヤツコ)少領(スケノミヤツコ)はいとなみのみやつかさとも云フ

(三)專ら大領人物宇治拾遺九「郡司ニ宿ヲ取リ供秘作令義解軍防令謂主ノ郡司ニ云フ」

特別役目ニ(注釈書ニ)明良洪範(名公人事ヲ)「君辺ニ侍シ御輦ノ側ニ御帳ノ内ニ侍ス也」

使ヲ云フ君ノ御側ノ府ノ意ニ基ク第二ノ條ニ準ズ宿ト云フ

武人ノ職(ヲ兼ネ)

時代ノ人ニ大納言中納言ノ官ヲ兼ネ

(注釈書ニ)「(武官ノ人)武人ノ職ヲ兼ネ」

（三）事ニ大綱ノ儀、平日ノ詮議ハ「職」ニ合ニ議ス

（注「職」ニ合ニ議ス）

大綱ニ関セザル事ハ「職」ニ合ニ議ス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松平文庫

公人朝夕人（公人ノ朝夕人ト名称ヲ見ル此者

初メハ種々ノ職務アリシニ其務ノ中間ニ別ニ公人其外ニ移リテ

尿筒ヲ持ツノミトナリテ唯其名称ヲ存シタリ）

徳川幕府ノ職務、将軍東帰ニテ出行ノ時、

尿筒ヲ持チ従フ者ナリ目附ノ支配ニ属シタリ、

瀬田問答、公人朝夕人、此動向、御上洛ノ節ハ御供被仰

付、御参内ノ節ハ東帰ニ御小用難遂其ト用筒ヲ

持ツ役目也（注、銅筒ナリ）明良洪範（文化）公人朝夕人

「若辺」ニテ御出表ノ節、御轎ノ跡ニ御筒ヲ持ツ也

便什ニ云フ君御用御通具ノ第一ナリ俗ニ装束筒ト云フ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

テムタコトヂナリイ」（古今十九、誹諧「秋野」ナル女郎花ヲテムタコト花ニ一時）

狩衣、三、上三十七「大殿ノミヅ更ニイト見苦シクテ思ヒテ、殊ニ口入レタルヲ夜書言ヒ名ねらせタマフ」（沙石集九十八「妻恨ミ有リ折法ナドニテ」）

（三）折レタガル、ウネル、ウネクル　紅曲「ウネリ入ル」

△海人藻芥の「宮ノ御ヲバ多分宮ノ御位ナド謂フコトアリ是ハ只金釋ノ体也於公方ノ更不可稱歟也」

△謡曲、野宴、最明寺時頼佐渡ヲ左近ノ門ニ自出鎌倉（御上リアラバ御ヨリ来アレ云ヒ公方ノ縁ニ成リ申サム）

△くゞはう（宮）同公方

（二）オホヤケガタ、オホヤケザマ、朝廷（宮辺）公界。

貞信公記、延長九年三月廿五日「公方勘文合四枚令ニ公忠朝臣出陣定申」

はぜけ方ノ意（ハセ重言）

（三）鎌倉室町時代ニ幕府モ稱ス（公方）是ハ下ラ幕府ヲ宮辺ノ意ニ云ヒシナリ、

太平記、十、塩冶入道自害、嫡子忠顕ニ「御辺ノ未ダ私ノ養子ニテ公方ノ御恩ヲモ蒙ラネバ終ニ一所ニテ今命ヲ棄テストモ云ヒ生家断世ノ身トモナリ」（北條高時滅亡ノ時）

同三十五、京都重ヲ南方北畠顕能「公方ノ催促ヲモ大名三十九人モ

相待タヽ我レ先キニト天王寺ヘヅ向ヒケル」（足利義詮時ヨリ）

（三）足利義滿以後ハ專ラ征夷大將軍ノ稱トナル

塩尻（寶保）六十四「足利義滿公ヨリ家ノ准ヲトナヘシ故公方家ト稱セシ也」

一富士御覽記（永享）「公方樣富士御覽」（將軍義教）

庫山記（寶德二年七月五日「是日室町殿著直衣依御參內也（註、手鞠大納言從二位征夷大將軍）公方樣御直衣也」（將軍義教）

寶德元年

增補下學集、上、人倫「大樹將軍云公方也」

合數分野用（元祿）四、人倫「公方家、覺光院義滿公准摂家之後作」

將軍家、玉爾」

盛衰記、六、大納言音丸「松浦ノ殿ノ數ノ中ニ、數ノ中ニ、大國世園數多賜ハリ」

（後訓聚前續之）

くび　頸　四ノ約後ハ、項のくぼ、ぼんのくぼ、名ヲアリ　誤文　頸

重世、羅名「頸、俗ニ、後ハ、項ノ後ハ、ぼんのくぼ」

（二）頸ト體トヲ接ギ合フ　神話、所ノ業。エリクビ、ビネツコ。クシテ斬ニズ存スト

神代紀、上四「頸、所聲五百箇御統之瓊」

倭名抄、三「頸頭、豆世、久比」「頸ヲ斬ル」斬ラルベキ免

頸ヲ繼ぐト云フ

物ノ頸ノ形

斬首ニ、ヒヲ、ビ、ニ、ヲ、ヒ、ヲ、ヒ、ヲ、ヒ

サヌトモ一言、首ニ掛ケテモ言通ス」（経ヤレミ）

ヨリ云ヒ免職ニスルヤ、ビニ云ヒ免職ニ成ルヤ、ビニ云ヒ

（三）物ノ頸ノ形ニ見ル所ノ「手ビ」足ビ」徒利ノビ」

縊レテ死スルヨビ（くびヲ括ル、）

ビ、かみ　領曲（ビカミ）（頸圓）

かは竹」　（ヒカミ）（ヒキ）（ヒキ）

袍、狩衣、ナド、襟、頸、嚢ヲ圓ク作ル　其圓ヲ輪ノ如キ

（上領又）　（ヒキ）（ヒキ）

喉ノ下、積、衣部ニ用ル　紐ニ用ル　直垂、素襖ナド

（ヒキ）（ヒキ）

秦久清、下野敲文、競馬

くびびーさ 踵跟 くびびー 繰頸ノ約（隙マ きまは 撓々 たわわ）足頸義ヲハ居ノ下器ナラム（杙末 杙）釋名「跟在下方著地一體任之象沐根也」きびびさハ音轉（黄人 キガネ 玉野 たまの）

くびびさ 足ノ裏ノ後部。肺ノ埜ヲ踏ミテ立ツトコロ。又 くびびさ。きびびさ。

きびさ。今、かかと又あくとトモフ。

字鏡十九 趾足後也足乃宇良久比比須 天治字鏡二十六 「跟踵也久比須」字鏡三肉偏ニ重ノ字「脛筋也支比比須乃須知」同三十三 華嚴ノ合字「履之跟也久豆乃支比比須」

倭名抄三十 「跟踵足後也久比須俗云岐比須」

仁德紀六十五年「踵」

華嚴經 私記音義（奉言朝）「跟久比須」

空穂、あて宮サマ三皆片足、尊草鞋片足、きびだをヨバ、はる
ミ穿キテ、徒歩カラ参リテ、帝ノ南殿ニ出デタマヘルニ立チテ」（草
鞋ノ踵ノ方ヲ足ノ端ニ穿キタルナリ）

（一）遠ミテ呑ム。クラフ。ハム。嘆ク。嘆ク。ダブ。タヾブ。タベル。
雄略紀、四年八月「蛇ヲ蛇ヲ蛇ヲ」
（三）口腐ル。生活ス。（自動ノ意ナル）
（四）
主人「商業ニ精ヲ出シ給ヘ」
（人ヲ良フ）（人ヲ呑ム）
愛身ニハ人良ケレトモ
（三）無キモノニスル。
（四）食ブ物ヲ身ニ受ケル、受ケ、被ル、自動ノ意ト
「金ヲ食ヒ」意ト解スル（人良ス、着ル、意ト解スルガ如シ）
「陰雨ヲ食ブ」ヤトヤリ「不良行ヲ食ブ」叱責ヲ食ブ」臨ヲ

くふ 猿猴捉月

（一杯くふ）

（四）無キモノニスル。省ク、略ス。（藝人ノ語）「大切ノ一幕ヲくふ」

「洋瑠璃ノアトサキヲくふ」

くふ 他四 嗜（一）嗜む。たしなむ。知る。ガブル。カジル。

（二）強く押す。空穂。後藤氏 正邪ヲ剣ノ如ク

「嗜ヲくひたる」 源、二葉木……「指一ツヲ引寄セテくひて待リ」

「大ガくひ合フ」 「絵ヲくひ切」 「猫ガくひツク」 「鼠ガ壁ヲくひ破ル」

（三）軽ク嗜ミ持ツ。口へ持ツ。口銜 同巻七 「樹、生神化鵜入海底咋」

草記、上三 「鼠咋持其喰鏑出来」 出雲ノ沙通

万、十六、十八 「池神ノ力士鮒カモ白鷺ノ桂啄持チテ飛ビワタルラム」

源。胡蝶三 「水鳥ノ友ノ番ヲ離レズ 遊ビツ、細ク枝ヒヒラくひテ元ヒチナフ」

阿修羅ニ

(三)傷フ。キズツケ。金葉の連歌「加茂ニ参リケルニ草履ニ足ヲ入レ紙ヲ巻キケルヲ」

(四)餌 喰ミツケ。(餌ニ)榮花吐(直言)「ヨクヽふモノハ、川口ノはぜ釣」

(五)喰ミ取ル「借金ガ利ヲくふ」十返舎一九「借金ヲ質ニオキテモ初鰹、ホメテ喰ハム、利モ喰ハヽくはばくへ」

(六)喰ミ入ル。侵入ル「敵ノ領地ニくひ込ム」

クヒサガル
カンリツ
クヒコム
侵入
ツケカール

餌ヲ喰ツ 釣ル 借金ガ利ヲ

△葉盤、葉板、盤羅

たばこ 「葉板」(四之巻ノ約)ひらてモ平之巻ノ約、面之方、おもて、後之方、うしろで」

上古ノ食器ノ名、多クハ神饌ニ用ヰル。葉ヲ綴リアハセテ竹ノ細串ニ刺シ、其深ク凹ノ作レルガ、ほんの作ルガ、浅ク平ク作ルガ、ひらてトニス、

神武紀 「御盤前 淳仁年十月 作葉盤八枚、盞八枚、食之」(天壓神ニ供ヘタル)

延暦大神宮式「枚手」 大嘗祭式「凡供神御雑物者大膳職所備、多加須伎(高坏)八十枚、並居葉板二、久甘良(ヒラ)、覆以(ヒテ)立形葉盤(以良良、似立形)」

倭名抄、十三四 等祀具「葉板、久保天」葉手、以良天」

空穂、後藤ニ「様々ノ物ノ葉ヲ、ほそニ刻ミテ椎、栗、柿、梨、芋、

解ナドヲ入レテ」

「△一(第)ニテ アラムナドニ べ一来ノ法 ナリト人々 笑フスガナ メリ△

くゝはんぢゃうど 「九品浄土」 ニテ九品 多クハ略トモモ云フ。

仏教ノ語、極楽浄土ニ往生スル等級。上品、中品、下品アリテ又各 其一品ニ

上生、中生、下生アリ。合ハセテ九品ナリト云フ。阿弥陀如来ヲ其教主

トス。「九品ノ蓮台」九品ノ蓮台ニテ 「蓮」

源ノ若菜、上ハ、遥ニ西ノ方、十萬億ノ国隔テテアル九品ノ上ノ望ミ

ハ疑ヒナク、ナ、ハ、ナ、ハ、

枕草子、五、(五十)ニ「△△筆伝賜ハリタル

盛長ニ、ハ法皇三井灌頂「夕日、西ニ傾クハ、九品上生ノ蓮台ニ

三尊来迎ノ御心ヲ運ビタマヘリ」

人ヨミ「隈」阿曲（奥間ノ上畧カ（おとなぶとなぶ））

「隈」ヨミ「クマ」「隈ト書ケバ」

雨雅、釋地「奥、隈」疏「隈、一名隩也隈所、屋内深隩之處也」玉

篇、阿、水岸也」字鏡七十四「隩（クムキ志良）藏也

（二）曲リ入リ隈レテ見エスキ、道ニモリニモ五ツ

神代紀下五「我當於百不足之八十隈」將隱去矣」隈也云知

磨墨「（隈路ヨリ）万。」字鏡三十「崖、曲岸也、久万」

（三）「隈」ルヒ。物花、隱處

源。明石「カノ浦ニ靜ニ隱ブベキノマ侍リナムヤ」

[illegible]

[illegible]

「山里ハ冬ぞさびしさまさりける人目も草も かれぬと思へば」

[illegible]

オイツカラ侍ンベカンメリ」トヨリカ（ばや 四六ノ上ノ方ニヤオハ上ケハ 何ヲノ

くまニカトサシノイワキ」

[illegible]

十九 今ノ誹諧「思フラフ人ノ心ノくまゴトニ立チカクレツヽ見ル由モガナ」

後撰ノ秋ノ中「秋ノ夜ノ月ノ光ハ清ケド人ノ心ノくまゴト照ラサズ」

（三）不明ノ所ノクダリ「クダカマリ」

ノくまゴトカラ」四ノ寄生ノ「イトくまナキ清心ナヒニ思ヒ知ラルレド」

（四）トコロ、場所、野手ノ「イツコトモ分カヌ桜ノ花ナレバ野手ニ至ラヌくまノナキカナ」源ノ紅葉賀ニ「到ラヌくまナキ心ニテ、マダ思ヒ寄ラザリケルヨ」

源二年末十一ノくまナキ物ニトニイト笑メカネテイタヌ打歎ク

本明ノトキロ。クモリ。クダカマリ

10

四方五町居ヘセ」トアリ

慶添壺ノ装束、大作モ車「陽」ノ区ヲくしゅと読メルハ常ニ人ノ申ノくしゅまと云フ詞ナレバ」

くむし」「陽」（くむしゅと）「隈」ノ轉（隈皮くみど）隈ヲ[illegible]治

因セシテくむしきト云フ（真くしき）奥深き意ノ詞アリ

其後止形ニハノハキテ[illegible]

同じ成立ノ見ル詞ナルベキカ（まほらま、まほろば相通ズ同意

ノ詞ナリ」

おきろ（隈）

[illegible]山ノ[illegible]圍マレテ隠リタル平地ノ稱ナルベシ 華嚴ノ毛則

天智紀元年十月、百濟國ノ避城ノ地「三韓之上腴、衣人良之

源則二儀之奥区ナリ」字鏡「陽、藏也、久年志良」

神武紀、己未年三月「觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之奥区乎、

可治之」集韻ニ墺奥共ニ音奥、音郁ニ音アリテ義同ジ

全國各地ニ軍隊ヲ置クヲ

元帥 大將 中將 少將
官長 高等官
軍隊

軍隊

今ノ割ハ歩兵ヲ隊（長ハ軍曹又ハ伍長）五人ヲ小隊トス、七十人（長ハ中尉少尉）三小隊ヲ中隊トス（長ハ大尉）四中隊ヲ大隊トス（長ハ少佐）三大隊ヲ聯隊トス（長ハ大佐中佐）二聯隊ヲ旅團トス（長ハ少將）二旅團ヲ師團トス（長ハ將中將）近衛師團モ合ハセテ十三師團カリ。数箇師團ヲ合ハセテ一軍團ヲ統ブルヲ軍團トス 外ニ砲兵騎兵工兵輜重ノ諸隊アリ（軍團ノ武家ノ陣立ヲ併セ

（七月九日）

ぐん・だん「軍團」（令抜軍防「軍兵士也、軍團、團、聚兵之義」）

（一）古ヘ軍隊ヲ組ミテニレシ所、諸國ニ數所アリ、正丁ノ中ヨリ取リ軍事ヲ習ハシム、千人以上ヲ大トシ六百人以上ヲ中トシ五百人以下ヲ小トス（軍團大毅一人、少毅二人、校尉コレヲ統ベ、軍曹アリ、字丸抄「軍團、クニタ、イクサノツカサ」）

軍團、軍曹アリ

令義解、一、職員「軍團大毅一人、當按兵士、充備戎具、調習弓馬、簡閱陣列、軍團少毅二人、當半同大毅」

續紀十、神龜五年四月「陸奥國請下新置白河軍團又改丹取軍團為玉作軍團上並許之」

出雲國風土記「意宇軍團、熊谷軍團、神門軍團」

元慶太政官符「古團、軍團」

享祿本類聚三代格

ご今度院文書、三十五、周防國天平十四正税帳「長門國豊浦郡」

（二）今ハ数箇郡ニ合セテ一司ノ官ノコレヲ統ブルモノ、

△土蜘蛛ヲ斬リシ

神武天皇ノ御軍ニ来目部ノ祖先

勝利ノ後

舞ヲ奏シ上元ノ剣ヲ捧キテ舞フ

（紀）

義注倭名聚抄

くめ、ゆ、ひ

久米舞（伴氏ハ大伴氏ノ改氏ナリ大伴氏ノ部下ノ来目部ノ舞ヲ義ス）

（佐伯氏ハ大伴氏ノ同族ナリ）

舞人ノ名多クハ大嘗祭豊明節会ニ行ハル初メハ伴氏佐伯氏、

（舞人ハ来目部ナリ）

後ニハ伴人コレヲ奏スルコトナリ明治以後廃元

竹部ニ此舞ヲ奏スル御庭ノ上ニ来目部ヲ謂ヒ

北山抄五大嘗会「午日ニ、伴佐伯両氏ノ人儀鸞門ニ著ク庭床

ヲ奏ス久米舞ノ舞人二十人琴工六人ニ、於舞曲東供奉、舞

人在刑部端ニ、ニ、ニ、

「五竹亭久米雄」三代寅蔵、自観元年十月十九、大黄命「伴
佐伯面公久米雄」

雲と雨

△琉球紀八年有「君カ夫ヲ[illegible]今夜[illegible]書シモ」（さざなみの作の長歌）（佐琉ガ）

くも　雨雲（隠る義なり云フ（かくむ、かさむ、くぐもる、くぐもる、曇ると多フ）

モ雲ノ活用セシカタル語なり）朝　沖縄ニテハ朝鮮ニテハ

（一）空ニ気中ノ水蒸気ノ凝リテ形ヲナシ空中ノ若干高キ處ニ浮ビ漂ウ

モノ、神代紀上三「大蛇所居之上、常有雲氣」△

（二）雲ノ象ハ種々ニ見ユルニ因テ、種々ナル動ニ見立テ、云フ

「雲ノ衣」「雲ノ袖」「雲ノ帳」

「雲ノ[illegible]」「雲ノ[illegible]」「雲ノ[illegible]」

(三) 死セル魂ハ昇リテ雲隠ル　天翔ルト云フ国ヲテ云フ

丙 亂ケ髪ノ哀傷「稚キナク雲トナリヌル君ナレド昔ノ夢ノコヽチコソス」

乙 新古撰ノ雜三、貫之「昨日マデ雲ト見シ人ノ今日ナキ山ノ雲ゾタヒビキケル」

甲 後撰ノ雜二「思ヒ出デ問フ言葉ヲ誰レ見ヤシ身ノ白雲ナリナマシカバ」

(四) 晴レヤラ障ル「心ハ」迷ヒ

(五) 足メキテ、根ナキ「雲ノ」謡曲咸陽宮「思ヒ出ル朝ノ雲ノ旅衣」

「雲ハナル」ヲ掬ムヤウ

(六) 天空。虚空。菅家萬葉。「天ノ原遥ヤ見ユルカナ雲ノ極ミ」

色濃カリケリ　曽丹集「アマタ言葉ノ中ニ雲ノ聲ノ空言見エズ」

「雲ニ乗ル薬」(其條ヲ見ヨ)　青雲ト云フモ天ノ雲ヲ云フ

△金葉ノ歌上「荒カリシ風ノ後ヨリ絶エヌルハ人モテニ結ヒスカク絲ニヤアルラム」

くもで「蜘手」ハ蜘蛛ノ巣　我蜘蛛ノ巣(古今)、水手、錦ヲ錦繡(手)蜘

蛛ノ足ハ八方ニ出テタル状ニ似タリトテ云フ

(二) 細キ物ノ　アマタ打重ヒタル形ニ云フ詞　小倉十文字

古今ノ序「水茎クリノムモテナレバ橋ヲ八ツ渡セルニ」

(堰ハ川ナレバ別レテ流ルトナベテト云フ　蜘蛛ハ八足ヨリ)

「山ヨリ落ツル水ヲ堰ドメ蜘手ニ堰セ遣リ」

小大君集「花薄くもでに人ニ結ビテイツカ解クルト待ツヽ悲キ」

(三) 材ヲ打重ヒ造ルモノ。

幸家ノ成親卿捕

盛衰記五、成親卿ヲ捕「一間ナル所ニ大ナル木ヲ以テ蜘蛛手ヲ結ヒ

其ヨリ押ヘ縛メケル」

（三）材ノ組ミ違ヘノ橋ノ梁杭ヲ委ケル所モ人
山家集、上「青雨ニ水堰ハベレ宇治橋ノくもでニカクル波ノ白絲」
詞花、雜、上「並ミ立テル松ノ下枝ヲくもでニテ霞ミワタル天ノ橋立」

（六四）棒（チギ）上端ニ細ク材ヲ十本ヲ中巻ニ六出ノ形ヲ作リ（ヲ）タルモノ、大ナル
八手水鉢ヲ載セトナル、行燈ノ中ノ油皿ヲ載ル（セタトス）

（六五）太、長ナル、長刀ト、八尋十文字ニ振リヤハタ
平家、四橋合戦「太カリ枝ヲ敵ヲ敵ハ大勢ナリ蜘蛛手ニ、加久縫、十文字ニ、八方ヲ敵ハ切ツテ切ツテ、面ヲ敵ハ人切リ伏セ」
未ノ行燈ノ中ニ設ケテ油皿ヲ載ル（具）（棒）ニ油ノ中ニ材ヲ斜ニ十長ナル
皇ノ線ヲ加ヘ発形ヲ作ル（次ページ参照）

（ソレハ天空ナリ）

（天ニ々太空存ニ在ル日ニ月ニ星ヲ敬線ノ京ヲ恋ヒ天ニ昇リテ雲ヒ月ヲ仰ギ文ヲ学ブキ心ヲ詠メルナリ）

人ヲ乱ルニ「蜘手」（前條ノ註参照）出典ヲ見ヨ

（二）四方八方ヘ、八重十文字ニ、交又ノ
狭衣、「山ヨリ落ツル水ノ、オノオノ、竹ノ樋ドモくもでニマカセ」（遣リツ、）
平家、四橋合戦「太カリ枝ヲ敵ヲ敵ハ大勢ナリ
蜘蛛手、加久縫、十文字、蜻蛉返リ、水車、八方透カサズ切ツテケリ
（四方ノ敵ハ人切リ伏セ云ヒ）

（三）チギ、思ヒ乱ルル状ニ云フ語、煩悩
大和、（下三）「イカニ云レザリケル先ニ若ク男ナドニ具シテ来タルニヤナドくもでニ思ヒ乱ルルホドニ」狭衣、二下ニ「サラデダニくもでに思エ候フニ都離レテ何ヒカハト物思ヒ安ナルケシキモ」

（久シク太宰府ニ住居シ屢〻故郷ノ京ヲ恋ヒ天ニ昇リテ飛ビカケラマホしキ心ヲ詠メルナリ）

くもゐにとどめてしかな　君に「和雲集」（雲ハ西天空ナリ、雲集ハ出典ヲ見ヨ）又来御久米

仙人ノ霊集、天ニ昇ルヲ得トニフモノ、

万、五十四、故郷歌　（来ニ天ニ昇リテ来ル）「我ガ盛リ今タ復ル年

又久モ雨得ル久ク復ル　久モ雨得ル久ク復ル

源利文ヨリ（ヨリ）ハ都ニ見ル　古葉集

古義ノ解、尚、復ツノ條ヲ見ヨ）

彌頻ニ復ル又ナリ　彌頻ニ我ガ身、タタ復ル

列仙全傳巻二ニ漢ノ人トシテ仙人、淮南王ニ「授丹経及二十六

水銀等ノ方ヲ、理金於地白日昇天爲　所幹葉葉見鶏

大鼎ノ並得輕重鶏鳴雲中大吹天上」

くめのはし「久米岩橋」（葛城山ノ東、高市郡ニ久米郷、久米
川アリ」
又、久米路の橋。昔、役行者、大和ノ葛城山ヨリ吉野ノ金峯山ニ
岩橋ヲカケント山神ヲ使役シテ造ラシメタルニ工事半ニシテ成ラ
ザリシ事ヲ傳フ（扶桑略記、五、大寶元年）因テ和歌ナドニ男女
ノ契リノ半途ナルニ譬ヘリ
千載、十六、雜、上、橋ノ歌「葛城ヤ、ワタシモハテヌモノユヱニくめの
岩橋、苔生ヒニケリ」
後撰。恋、三、志アリテ人ニ言ヒカハシ侍リケルヲ、ヒレナリケレバ「葛
城ヤくめぢのはしニヲデハコリ思フ心ヲ中空ニセメ」

拾遺、六、雜賀、大納言朝光下臈ニ侍リケル時、女ノ許ニ忍ビテマカリテ暁ニカヘラントスルトキ「岩橋ノ夜ノ契リモ絶エヌベシ明クルウヒシキ葛城ノ神」

人丸ノ、ケハシ「雲梯」ハ雲梯ノ訓読ミスル語ナルベシト高キ梯ノ意、戰國策、宋「公輸般為楚設機將以攻宋云々」子曰「陶公啓雲梯ノ將以攻宋云々」

(二)高キニ昇ルト云フ意ニ用ヰル語、天梯立ト云フ語モアリ

サカシ六注、一、天ノ川、雲ノケハハレイカニシテ、ふみ見ルバカリ渡シツツケヨ(少將ハサカシ注、姫ヨリ返歌ナキニ再ビ詠ミテ贈レル歌ナリ、縮ト文トヲカケタル)

(三)殿上ノ異稱、禁中ニ雲上ト云フヲ縁ニ降昇ニカケテ云フナリ

金葉、九、雜上、殿上オリバベリケル頃、人ノ殿上ニケンヲ聞キテ

詠メル「ウラヤマシ、雲ノカケヨリ立チカヘリ、アタダヒ日ケル路ヲ知ラバヤ」

後拾遺ノ雜三、藏人ニテ冠賜ハリケル日詠メル「限リアレバ

天ノ羽衣脱ギカヘテ、降リゾワヅラフ雲ノカケハシ」

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

ヨロウヒ

冠ト五位トリムグルボヨ（還昇）ノ條ヲ見ヨ

（御ノ九條ノ）

十訓抄上第一

第六

〈もの〉ノ上「蜘蛛」（蜘蛛ノ巣ノ義、絲ニテ巣ノ如ク作ル意、〈蜘絲〉ノ條ヲ併セ見ヨ）

蜘蛛ノ作ルモノ。其腹部ヨリ出スムシヲカケテ後脚ノ爪ヲ以テ空中ニ編ミ作ル網ノ如キ因テムシヲ云フ

絲ニ粘アリ蚊、蜂ナドノ網ニカカルアレバ捕ヘテ食ヒ朝ニナレバ絲ヲ腹中ニ收メテ物ノ陰ナドニ隱ル、蜘蛛網

万葉ニ「蜘蛛ノ巣ノ如ク延ヘ来ル」

枕草子、四九ナ段「透垣、羅文、薄ナドノ上ニ、ハヒタルクモノ巣ノ殘リテ」

八帖、四季「クモノアミニ吹キ来ル風ハトメツトモ人ノ心ヲイカガ頼マム」

十訓抄上「蜘蛛ノアミニカラマレツル蜂ハミニ」

イ、ぶん（公文）（官府ノ文書、公文所トモ公文ヲ司ル所ナリ）

（一）國ヨリ京都ヘ奉ル租庸調等ニ関スル四種ノ文書

一種、コレモ四度公文、書四度帳トモ

二中歴、七、公文、四度公文、ヒトシ、四度帳者、大帳、調帳、税帳、朝集帳

名目抄、「公文、就任国ニ有此事」

（三）郡ノ郷ヨリ其所領ヘ下ス文書、幕府ヨリ下ス諸文書ヲモ公文トモ

武家名目抄、職名十九、二「公文トモ云フハ、元ト官家書牒ノ通稱ナレバ私ニテハ言ハザル事ナリシヲ中比妄リガハシクナリテ公卿ノ家々ニモ私ノ所領ヘ下サル文書ヲバ公文トモ云フ事トナリ」故ニ武家ニモ其例ニ倣ヒ

鎌倉

松平太郎もらや蔵

ヲ御教書、下文、奉書ノ類、幷廳ヨリ下サル、文書ヲハ公文ト唱ヘリ」

（三）北園ノ領家ニ公文職トシテアリ（畠山氏公文ヨリ）教書、文書、訴訟等ノ事ヲ掌ル（「日」ノ誤カ）

（訴訟ヲ「公事」ト云フ）

古文類纂、上、補任下文、弘安九年閏十二月「定補公文職事、千秀丸」

東寺文書抄、四、明徳二年「當寺領備中國新見荘領家職、公文、田所、惣追捕使、三職云々」（田所ハ田地年貢

年貢寄進、十、文治六年四月「賀美濃國地頭等「妨」ノ「妨」ノ公領ノ為

今沙汰其事ヲ召使則國、入部之處、菊松丸等公文、法禪ニ由依有訴被尋問」（公文職ハ公領ノ朝廷御領ヲ

使ハ鎌倉ノ家人）

（禪寺ノ住職ノ補任ナドニ

（四）堂塔幕府ヨリ五山十刹等ニ下ス文書ノ稱、又公帖トモ云フ

コレヲ出スヲ公文奉行ト云フ

蔭涼軒日録長禄二年閏四月一日「澄野喝食、等伯喝食云々」以上首

二員有沙汰ノ點ニ即御免許公文擇其人」同、寛正二年六月十七日

「公文奉行之事、以飯尾美濃入道、被仰付也

武家名目抄、職名、十九、二「足利殿ノ臣ニ委ネタル禪院ニ下サル文書ニハ公

文ノ名ヲ殘リシ」

くもん・ぶん「公文所」（クモンジ）

（一）文書ヲ司リ公事ヲ沙汰シ、撫育・出納・貴賤家ニアリ、諸

國衙ニアリキ　租税其他事務ヲ扱フ所、関係等諸

庭訓往来、三月「公文所」庭訓往来具注抄、公文所ハ公事法

度ヲ沙汰シ文書ヲ司ル所」

平家、四、厳島御幸「九條殿（右大臣兼実）中サセタマヒケルハ

太政官ノ廳ニ九人ノ家ニ取テハ公文所（クモンジショ）ノ體ノ所也太極殿無

カラム上ハ此年ノ庭ニ立テラル　御即位ハカルベケレ」（安徳三年）

即位ヨリ）　朝野群載廿七、諸國公文「美濃國公文所」山城國

「公文所」

(三)鎌倉幕府ノ政令ヲ発セシニ官署ハ元暦元年源頼朝
侍所ニ倣ヒ始メテ建テ別当(長官)ナド置ケリ建久元年ノ頃
頼朝右大将ニ任セラルルノ政所ト改称シ別ニ政所ノ部内ニ
公文所ヲ建ツ文書ニ関係ル事ヲ沙汰セシムタリ(武家名目抄
職名八上)
吾妻鏡、三、寿永三年八月廿四日「被新造公文所今日立柱上
棟」合戦ノ恩賞ニ乾坤「公文所源頼朝置此舎」準京
都記録所ニ

△置三集
「雷ノコトハ
くもる遥ニ
聞ク雲ノ
音ニ風キツ
恋ヒヤワタ
」

くもゐ 「雲居雁」(雲ノ集ルトコロノ義)即チ中空ニ一万三十三
「三船ノ山ニ居雲」或ハ雲揺ル(地震ヲアルトニヲモ根揺ル)
雲ノ深ストコロノ意中雲際
(二)中空。虚空。一方二四十一「時津風雲居ニ吹クニ、沖見レバ頻
浪ニテ辺見レバ白浪駱グ」△
(三)雲。古事記中巻五十五段建命和歌「愛シケヤシ我家ノ
方ヨリ(ヨリ)久モ雲起チ来モ」万三三十六「雲居タナビキ」四
七五「由槻ガ岳ニ雲居起ツ」
(三)遥ニ遠キ意、万七、「遠クアリテ久モ君ニ見ユル妹ガ家
ニイツカ到ラム歩メ吾ガ駒」拾遺恋四「遠キ所ニ思フ人ヲ

(仙覺抄)
意

置キバリテ「雲居ナル人ヲ遥ニ思フニハ我ガ心サヘ（そらニコソナレ」

（四）禁中、禁裏、雲上、

新古今（イニシヘノ）御譲位ノ時「忘レジヨ忘ルナトダニ言ヒテマシ雲井月心アリセバ」新葉集

重ノ雲居ノ庭ノ雪ノアケボノ」

（五）雲居調ヨノ異、其伴ヲ

メルモノデアリ「雲居調ヨ」（座ヲ眺ル歌）（トエフノ文句）きり名ト云フ次ナル解ヲ見ヨ（トエフ）

（六）三味線ノ調ヨノ名、二上ト同ジトオボシク手齋笛ニカケタルモノニシテ

私ノ葉（元禄）ノ長歌「雲井、手齋」笛「我レ振リステ、一聲バカリイツクヘ行クヤ山時鳥」ノ句アリ

（七）移リテ絃楽管ノ調ヨ三味線ノ組唄ノ管ニ取リ名ト同ジ平調ヨ絃ヲ三絃ヲ下ゲ管ヲ笛ヲ上グルモノ、三味線ノ二上リ管（ニアガリ）唄（ウタ）「雲居手齋ト云フニ「ハナレバナレノ浮雲見レバト云フ句アリ」此調ヨハ黄文ノ頃ハ橋撥枝始メタリト云フ（嬉遊笑覧、六）

（三）尺八ノ曲ノ名ニモ雲井ト云フアリ三味線管ト同様ニ吹ケバ名ト云フ（九ベシ、）

[illegible]

(三) 又人ノ車ノ如キ物ヲ [illegible]

[illegible]

[illegible]

(二) 平鞍ヲ [illegible] 三 [illegible]

[illegible]

[illegible]

(一) 三年 鞍、鞦ヲ [illegible]

[illegible]

くも 他下ニ 蹴鞠 ハケマリ (蹴) ノ轉 (移ル、ウツル) 其語原ヲ見ヨ ス、

蹴ル ノ古語ノ名 煌又 [illegible]

(轉ジテ [illegible] 黄金ヒガネ ハ、ソヅク、上ル)

皇極紀三年正月、中臣鎌子「偶 マヒテ 二中大兄 ニ 於 ニ 法興寺、槻樹之下 ニ

打毬之侶 ウチマリノ ヒトビト

字鏡ニ、蹴、安利古由」蹴、古由」(天治字鏡、十二ノ十) 蹴然、豆ツ巳江」

爪蹴 ツマケ 倭名抄、ニ十 蹴鞠、末利古由」(同、十八ノ十九) 蹴、阿古江」足蹴、

(名義抄) 蹴、ケ上、ヨ上、ケル」 [illegible] 草ムラ [illegible]

[illegible]

(三) 鬼ニ [illegible] 心ムスボホル。 [illegible]

（四）[illegible]

（川柳）[illegible]

[illegible]

大燈之句

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大和六「人知レズ心ノ中ニ燃ル火ハ烟ニ発タデクヤリコソトシ」返「富士ノ嶺ノ絶エヌ思ヒモアルモノヲクヤルハツラキ心ナリケリ」

挟衣三下「オホロゲニ消ツトモ消エル思ヒカハ烟ノ下ニクヤリワビツ」

△思ニ焦ガル、意、泣く泣く、見す見すノ例ナリ

くよくよ（前）感々（心ニ）煙やく（鱗ナシ）（歩ぶ、あよぶ、眉まよ）△

輾ビテくやくやきやきやトナリ（にたよかま、にたやかま、弾ハよ、蹠きびき）

又、輾ビテきるきるトナル（胃、い、ゐ、あるにく、あ、ゐ、ゑ）

絶エヌ思ヒ煩フ状ニテ語ルくやくや。きるきる。（「獨りくよくよ物語」）

（古本住吉物語「くよくよトウラビレテ泣ケヲ見レバ」（俗語考））

一代女（貞享）「心ニクヤクヤトニウテモカナハヌ罪ヲ作クリ」

油粕（寛永）「隠ヒテモきるきるや恋心」「きるきる思フ」

積意ニ輾ビテ、感ミテ心ヲ痛ム状ニ「きやきやトニフ其係

其ヲ其ヲ。

跡、立位義人、六位義人、非義人、新撰、別宣（左大臣、弁官）

△倒中

△侍中

△ニテ自ラ大御前ニ親シクナリ給ヘル

△本文ノ職トナレルナリ

くらうどとなる　藏人所（藏人ノ音便、後訓前倫、くらうど）「藏人ヲ讀メリ」くらうどノ轉ナリ俗ニくらうどつとめ云ヘリ」（唐櫃、からびつ）

東人、あづまうど、あづまと（あづまうど）禁中ノ文殿（校書殿）

（一）五位ノ專ニ近侍スル職

嵯峨天皇、弘仁元年三月ニ始メ置カル。

リニガ後ニ御衣食住ノ事ニ供奉シ、少納言侍從職ヲ上ニ移リ傳宣、進奏、除目、諸節會ノ式、其他殿上一切ノ事ヲ奉行シ其權甚タ重ケリ。

職員ニ別當（左大臣兼任）頭、五位藏人、六位藏人、非藏人（雜色、所衆、滝口ナドナリ）、頭、侍

△服飾ノ物ヲ納メオカル

△ニテ藏人所ハ校書殿ノ名ナリ

（日本紀略）殿内ニアリ詰所ノ名ナリ

五位藏人六位藏人ヲ職事トシテ云セ、又、音候ニ、[illegible]ンヒト。

住吉物語　くらうど

生穂、吸上、上「くらうど」殿上人馬ニ乗テ

(三)(三)△院藏人所アリ、摂関家ニモ藏人所アリ、納殿ヲ管ル

(二)(三)女藏人(ニョクラウド)多其侍ヲ見ル

有職袖中抄「藏人所、藏人(集會スル所ヲ云ニ藏人ハ姓ノ如キモノ)

標注職原抄、下本、藏人所ハ校書殿ニアリ藏人ト称シテ校書ヲ管スル人トスルコト

七条ニ此ノ内ニ納殿トテアリ書ヲ納ル、庫ノ事ナレバ納殿ヲヤガテ御倉ト云モ

立フ立ニ後ニヤウ〳〵殿御ノ器物ヲモ多クコニ置カセタルヨリ御用ノ度毎ニ殿人ニ仰セテ持チハコバセタマフ」

くらげ　水母海月　輪笥ニテ(弦(ら)形ニ就キテ名トスルカ、イカガ、

考ヘ得ズ試ニニスハバ

倭訓栞ニ海鏡トモヨフトアリ天治字鏡ニハ鏡虫ノ合字ヲ作リ器ニ

見立テ(テハベル)リ水母ニ目ヲシトスハバ暗案ナラン(クラガリ)ナド云フ説モアレド用闕

ノ時然ル謎詞ナラン(ナゾ)

(二)海産ノ動物、泥海ニ棲息ス、形薇(ゼンマイ)ノ葉ニ伏セタルガ如ク、心太(ところてん)

ノ凝レルガ如シ、色、紅紫ニシテ、鱗、胃、眼無ク、裏面ノ中央ニ鰓

紐ニ似タル[illegible]ノ如キモノ、四條垂レテ、長ク曳ク、コレニ口アリトスフ、潮ニ従ヒテ、海面ニ

游泳ス、製シテ乾セバ、白ク光リテ、食フベシ、又一種、水ムラギトスフ

アリ色白クシテ光ル食フベカラズ　△天地初発ノ時「国稚(クニワカ)

古事記上ニ△浮脂ノ如クシテ久羅下(クラゲ)如漂ヘル

沼
天空鏡ハサ「[illegible]」「蜻蛉久良久」（小學竹帚字トアレバ和製ト
字ナリ鏡虫ノ合字ナルベシ）
本草和名、下サ「海月、貌似明在海中故以名之、一名水母、久
良久」（後名抄同ジ）
夫木、サヒ、雜「我カ恋ハ海月ヲソ待チワタルムラゲノ胃ニ逢フ
夜アリヤト」（アルマジキ事ニ云フ）

ムラゲ見ルガ如ク　淀川ノ三十石船ニ夜船ニ乗リ来リテ飲食物ヲ賣ル小舟
ヲ称ス（賣詞）世俗ニ云フ習慣トス　伏見ヨリ夜舟ニ乗ル人ニ夜中過グルホドニ食ハンカ
ト呼ブ舟アリ
寛永紀行（烏丸光廣）「人ハ皆ムラゲカ来ルカ如キ哉ト吟ス蛭ニ」
明和　淀ノアガノ元禄　元禄
丹前能（[illegible]）二「暮方急ク難波ノ濱ニ出ル　枚方ノ岸根ニ舟ヲ
ツナゲバ茶屋ノ女郎ノ一ツ角ヒ、ユカシヨリ来リ我レサキニトつき
つけ賣」　芙蓉文集（鏡磨）淀舟文「仕度ノ人ハ酒ノヘトヘブス
ヲ所柄ノ風流」（嬉遊笑覽七）

（後訓点[illegible]くらふ」此喫いかうぶると譯セリ）

くらふ 他 「良」「喫」不項スルカ（平ガ、ちかい、荒廃、疎、御テラ、意、選ズ）人良ス

噬ふ 「後」（二）食ス 「敢」（人ヲ敢テ物言ヒトス）

神代紀上 「須」「敢」ハ「未」「稚」字鏡ナ「喫、嚙、久良不又波牟」

土佐 「月」「日」「横取ニ」「已レシ酒ヲ」「ムトテ」「早ク往」

（三）受 「神」「人」「良」ス（五）「[illegible]」「[illegible]」

明衡往来、寶印侍「徒歩合」「喫」「多少痛棒」

碧巖集五、四十一則「念心不改」「又是要」「喫棒」

「叱責ヲくらふ」「陪膳ヲくらふ」孝因ヲくらふ」「財錢砲ヲくらふ」メシくらふ」

くらぶ 他ニ比シ許多並ベ多ク約勝ル（かるがもの意、かるがもの意、蹴也、
くも、此者ハ、ヒキノ行ら）ヲ数ヘ並ベテ見ル意、或ハ座並ベ的、
位置ヲ並ベテ見ル意
（二）二三種並ベテ差違ヲ見ル。タクラブ。比較ス
伊勢ニ多シ。鬼 枕草子七、こと程ヲくらぶるニ齊トロコソハ」
（三）力ヲ比ベテ勝負優劣ヲ試ミル。キホフ。キソフ。ハリアフ、競爭ス、
競 文治元年頃、十八、稲知加良久良夫「馬ヲ競ブ」
（ハリアリ居）

ムラヂハネ 鞍橋 鞍ノ

鞍橋 鞍ノ

鞍橋 鞍ノ

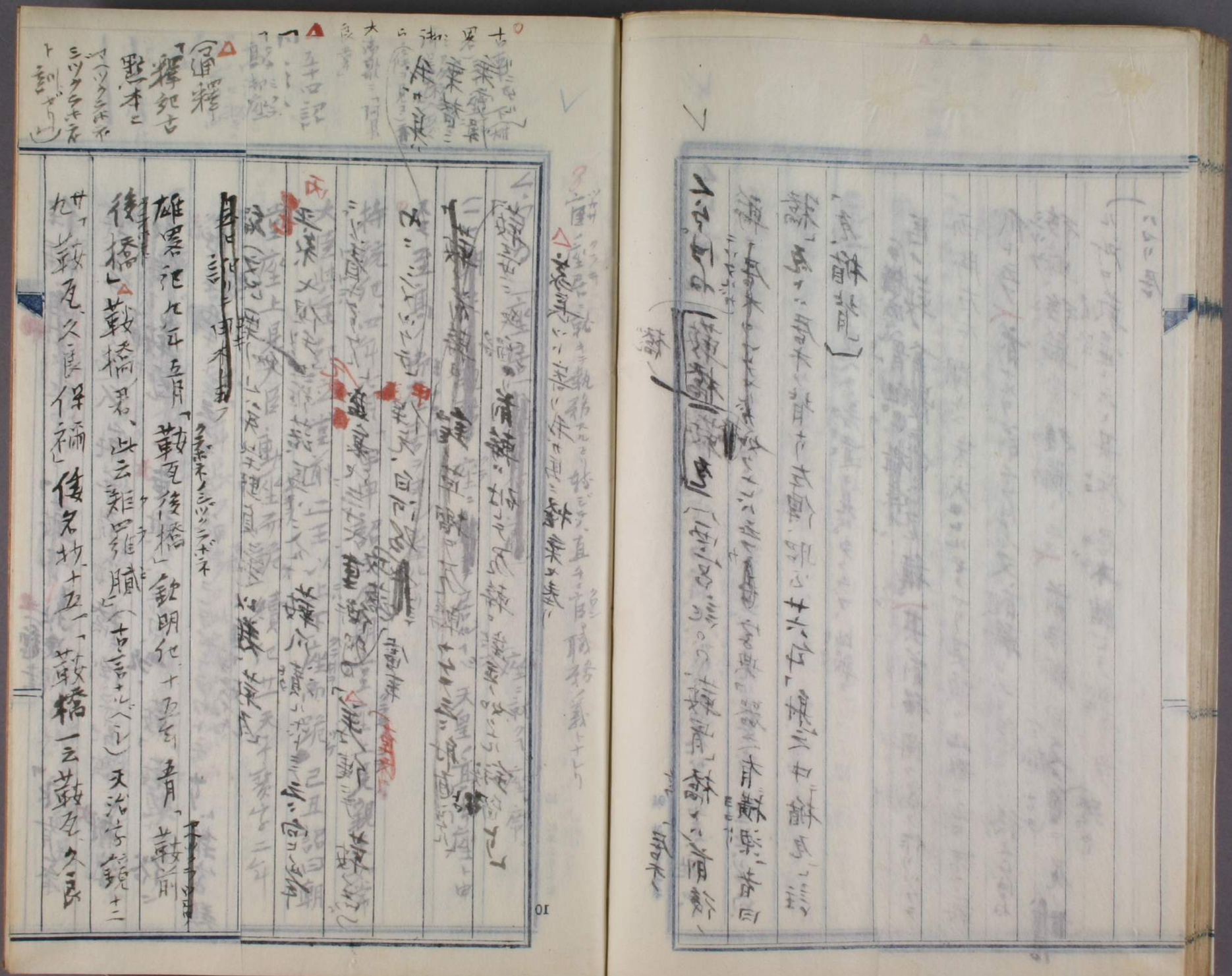

保稱「車古録」「鞍」「北史傳」「永有条」
新拳「勇過人」能手「鞍」「播」「倒立馬」「鞍」
「北條」「鞍」　丁　東雅、八器用、九、「鞍」「鞍瓦」ハ俗ニ
ハ、ヒトヒ　ヒヒクトヒ　ヒヒクモノニテ　浪ヲヒコヒヒ　ヒヒヒヒ　ヒヒヒ
編（文政、栄）山、第生野直義）以類「鞍」「鞍瓦」
丙　平家七俱利ノ羅落馬ノ人ノ「鞍」「瓦」清ルホドニテ　白ヒ
ニ、ノ着キタケル」　盛衰記、三十七、生衛門　取落　「美優」ニテ「鞍」高つ
ハ、ニ、ノ、ツケテ」　甲　保元、白河殿　（虫喜）
「鞍」前輪「鞍」草摺ノ左輪ヲケテ三ヒ射直ル」
「鞍」ニ血潮ノ前輪ハ砕テ左輪ハ鎧ノ如クニ鎧ケリ」
△家長ツト寄リ我カ馬ニ掻乗セ参リ

我カ身ノ乗替ニ乗テ帰リニケル」

10

古事記、下（履中）ノ「於其集人」
器ニ三十ノ座其
御呉座ニ
ニ、ノ、ノ見ヨ）
大御歌ニ「阿具良岐」

△五十口記
「島御座」
知之日嗣
「鞍」
「座」

8 座ニ就キテ執務スルヨリ特ニ直チニ官職務ノ義トナリ

「座居」
（二）朝廷ニ
天ニ至高ノ御座居ヲ申シ奉ル
「座ニ就ク」「座、殿」
天皇ノ高御座ト申
持統紀、四年七月「甲申詔曰凡朝堂座上見親王如常
大臣與王等立堂前、二王以上下座而跪、己丑詔曰朝
堂座上見大臣動坐而跪」　績紀、廿、天平宝字二年
八月、譲位ノ詔「年長ク日多ク此座ニ坐セバ」
8
（三）「輔」「職」「官」　古事記、下（履中）ノ「於其集人」
賜大臣位ノ百官令科」　後ニ官ノ外ニ位階ヲ設ケテモ、ホ
官ニハラヌノ稱ヲ存ス　天智紀、八年十月、藤原鎌足ニ

「授大織冠與大臣位」

續紀 三十二卷 「太政大臣之位ニ上ゲタヲヒ」

三代實録 三十三 「廣嗣ニ大將位ヲ

源。須磨 五 大臣致仕、詔ヲ以テ公ニモ仕ウマツラズ位ヲモ罷

ヒ表ヲリテ侍ルニ」

又ガ方ノ

各階ノ者ニ冠ヲ賜ヒ其紐ノ色ニテ高卑ノ差トヒタヘリ

以上大小ニ別ナキ業山ニ以上大小上下ニ別アリ十二階ヲ表立身ヲカヘテ九階ヲ

くらゐ 位 前條ノ諸ノ等級アルモノ、意ニ稱ヒ(位階ノ支那ノ制ヲ取リテ立テラレタリ)即チ正四位上ハ大四位ノ座居上階級ニテ後ハ位下ハ廣ハ座居下階級ナリ(後名抄五ニ)

列立ノ時前ニ階位ノ次ヲ標ス又位階トミニ

推古天皇十年ニ始メテ冠位ヲ制シ德仁禮信義智ニ各大小アリ

終ニ作ル十二階ヲ孝德天皇大化元年改ヲ紫錦青黒ニ各大小

末ニアリ建式(初位)ヲ加ヘテ十三階ヲ又天武政ヲ天皇十四年增加

セリ諸王以上ニ明位二階淨位四階諸臣ニ正直

勤務追進ノ六階階毎ニ四階又各廣アリ合セテ四十八階ヲ

[illegible]

△続紀ニ
和銅元年
正月宣命
「カムリクラヰ
ニ冠位上ゲ
タマフベキ人々」
「カムヒカラリ
ヲ初位」

親王階ヲ品トシ（其條ヲ見ヨ）諸王諸臣ニハ位ト
文武天皇ノ御代ニ親王ノ階ヲ品トシ（其條ヲ見ヨ）諸王諸臣ニハ位ト
改メテ
云ヒ一位ヨリ九位マデトリ各、正從ト別チ四位以下ニハ別ニ又上下ノ別アリテ
合ハセテ三十階トナリ是チ正一位、從一位、正四位上、正四位下、從四位上、從四位
下ナドトナリ、正從ヲ不ホ記ヒキ、ひろきトモ云フ但シ九位ヲバ初位ト稱シ其
正從ヲバ大少ト云フ此時冠ヲ賜フ時ニ位記ヲ賜フ外ニ位記
カガフリ
カガフリ
止メテ一位ヨリ九位マデ各正從アリテ六階ト改メラル
明治ノ御代ニ至リテ上下ノ稱ヲ
外ニ文位、武位、
内位、外位トリ各條ニ註ス 侯爵位、五ニ「位階、久良井」
(三)物事ノ等級、高下、優劣。數量ノ程度。
「ムラカ定メムラルガ落チタル數ノムラカ取リ」

クリカラ（倶利迦羅）（梵語 Kurikara、黒龍ト譯ス）
岩ノ上ニ立ツタル劍ヲ龍ノ卷キメグリテ其切先ヲ呑マムトス（其象ヲ△
△図ニ花モ人劍ハ不動明王ノ三摩耶形ニテ右手
持テル（降魔ノ劍）龍ハ左手ニ持テル繩ノ紫羽龍ノ劍ヲ卷クハ即チ不動
ノ化身ノ像ニ立ツ 背ニ火焔ノ燃エタル
迦羅（火消ス者）ト云フ 男肌（火消ス者）ト云フ 其脊ニ此図ヲ文身ニシタルヲ倶利
云フナリ（記ニ三十三、公家武家ノ他「沙金百兩ツヽ金經花
倶利迦羅大龍勝外道伏陀羅尼經「現倶梨迦羅身一降」
伏九十五種外道」

後松日記（松岡行義）六、けしゝ（獅子）ノ（ノ）ケ（毛）ノ（ノ）ケ（毛）「君墓銀左右

珍皇張成

「屈輪」（くりんとそ云フ九連絲ノ異轉ナルベシ（衣輪

（曲輪）

（自保ノ萬寶全書ニ「張成ガ作、花鳥くりん」）

禮、圓ニ島抽ノ轉）九連絲ハ漢語トオボシ（九連環ノ三ツ

くりくり

元来

漢渡ノ物ヨリ、文様ノくりくり廻ルノ意ニ移シテ屈輪（曲輪

書クカ初清音ニ書クカ

又、くりん堆朱、堆紅ナドノ彫上ノ文様ノ渦巻又ハ唐草ノ如キモノ。九連絲。金絲花。

太平記、三十三、公家武家易地「沙金百両ヲ、金絲花ノ袋ニ入レテ置ク」

尺素往来（文明）「堆朱、堆紅、金絲花、九連絲」

後松日記（松岡行義）六、「けいしやうノくりくり」「君臺觀左右

10

帳記（足利義政蒔絵）及、小川市兵衛所持座書餝等ニ桂
猿色黒ニ、刻目ニ赤キ筆ヲ以テ筋一二ツアリ云ヘ雄鳥、桂猿ノ
ケリ二ヲ北黄漆黒ニ云ヘ地モ黒シ曲輪ニアルモノナリ又東山殿
御餝記（相阿彌）「刻物ヲシタルケリケリ香野遺」
増補下学集（寛文）器財門「屈輪、香合紋也」曲輪（クリ）曲
（クリ）九連絲（ダイ）墨」倭訓栞中編、くりん「香合ニモ云ヘ北鄙ノ方ニ
セトゾ」屈輪（ヒラガ）ノ図ヤ形ノ（ヒラガ）ぐりんだまトモ云ヒ、朱泥紫泥ノ
急須ノ屈輪ノ小圓形ナルヲモ云フ／左ニぐりノ香合ト云フアリ